

## 1 2月企画運営委員会次第

日 時 平成23年12月2日(金)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 「保育の日前夜祭」の開催について
  - (2) 「平成23年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)の受講生・協賛広告の募集について
  - (3) その他
    - ・ 保育所会計基準セミナーの開催について
    - ・ 新年懇親会の開催について
    - ・ 平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催について
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-16、11-17
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※1月企画運営委員会(予定)

平成24年1月11日(水)15:00～ 県社会福祉会館2階第1会議室

※1月企画運営委員会終了後、17:30～ 「新年懇親会」開催

## 平成 23 年度「保育の日前夜祭」進行総括表

23. 12. 2(金)午後 5:30~8:00

横浜ベイシェラトンホテル 5 階「日輪」

時刻	内 容	備 考
4:30	準備・会場点検	
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	
5:30 (5分)	開 会 (司会 富田委員) 開会のことば 宮田副理事長 主催者あいさつ 都築理事長	
5:35 (20分)	花束、記念品贈呈 県保育賞 都築理事長 叙勲・厚生労働大臣表彰 宮田副理事長 厚生労働大臣感謝状 萩原副理事長 全保協会会長表彰 相馬副理事長	
5:55 (25分)	来賓祝辞 (1)神奈川県厚生常任委員会 高橋委員長 (2)神奈川県社会福祉協議会 鈴木理事 (3)神奈川県社会福祉婦人懇話会 阿部会長 (4)神奈川県ゆりの会会長 佐藤会長  来賓紹介(あれば祝電披露) 富田委員	※県議会等の状況により、到着が遅れた場合には、2回に分けて行う予定です。
6:20 (35分)	アトラクション出演者紹介 富田委員 アトラクション 花束贈呈—出演者退場 萩原副理事長	
6:55 (65分)	乾杯 富田顧問  会食・懇談	
8:00	閉会のことば 相馬副理事長 閉会	(最大延長 8:15 まで)

※参加者数

受 賞 者	来 賓	一 般 参 加	合 計
16名	19名	112名	147名

「保育の日前夜祭」役割分担(案) (23/12/2)

・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階「日輪」

・受付 17:00

・開会 17:30

・閉会 20:00

役割分担	担当委員	
司会進行	(総務部) 1名	富田委員
受付(受賞者・来賓)	(研修部) 3名	鈴木委員、露木委員、土屋委員
案内(受賞者・来賓)	(保育士会) 3名	富田委員、遠藤委員、相磯委員
受付・案内(一般)	(研修部) 3名	古内委員、大林委員、中島委員
出演者対応		事務局
開会のことば		宮田副理事長
主催者あいさつ		都築理事長
花束、記念品贈呈	県保育賞 (3) 叙勲 (1) 厚生労働大臣表彰 (3) 感謝 (6) 全保協会長表彰 (3)	都築理事長 (花束) 宮田副理事長 (〃) 宮田副理事長 (〃) 萩原副理事長 (〃) 相馬副理事長 (記念品)
花束等贈呈の介添	(広報部) 4名	瀬戸委員、吉田委員 保住委員、相磯委員
花束贈呈(出演者)		萩原副理事長
花束贈呈の介添	(広報部) 2名	中島委員、諏訪部委員(調研)
記録(カメラ担当)	(広報部) 1名	川名委員
乾杯		富田顧問
閉会のことば		相馬副理事長
会場確認		事務局

平成23年度各種受賞者名簿

2011.12.2 (敬称略)

ピンク

区分	所 属	お名前	出欠	備 考
1	県保育賞	ベルガーデン保育園	さとう ちづこ 佐藤 千鶴子	○ 伊勢原市
2		三和保育園	しばた けいこ 柴田 恵子	○ 横須賀市
3		上府中保育園	ふじもり まゆみ 藤森 真弓	○ 小田原市
4	叙勲	華綾保育園 元園長	のなか としこ 野中 登志子	○ 南足柄市
5	厚生労働大臣表彰	小田原乳児園 副園長	よした えみこ 吉田 えみ子	○ 小田原市
6		座間保育園 主任保育士	やまなし すず 山梨 鈴代	○ 座間市
7		三崎二葉保育園 主任保育士	あおき ひろみ 青木 広美	○ 三浦市
8	厚生大臣感謝状	やなせ保育園 園長	いづか やすこ 石塚 康子	○ 座間市
9		桃重保育園 園長	はせがわ きみこ 長谷川 公子	○ 小田原市
10		春光保育園 主任保育士	ゆやま みわこ 湯山 三和子	○ 小田原市
11		酒田保育園 乳児保育主任	こすな しほ 小砂 潮古	○ 開成町
12		双葉保育園 園長	よこち みどり 横地 みどり	- 逗子市
13		荻野すみれ愛児園	にのみ やいずみ 二宮 泉	- 厚木市
14		日の出保育園 園長	あべ かずこ 阿部 和子	○ 横須賀市
15		浦賀保育園 園長	さかぐち のり 坂口 紀恵	○ 横須賀市
16	全国保育協議会会長表彰	東原保育園 園長	かわの あつこ 河野 敦子	- 座間市
17		桜井保育園 園長	なかじま としこ 中島 利子	○ 小田原市
18		高峰保育園 園長	きとう みえこ 木藤 美江子	○ 愛川町
19		八雲保育園 園長	ながわ ひろみ 名川 比呂美	- 湯河原町
20		木之花保育園 園長	みつはし ゆきえ 三橋 幸恵	○ 中井町

A

A

A

A

B

B

B

B

B

B

B

B

B

B

B

C

C

C

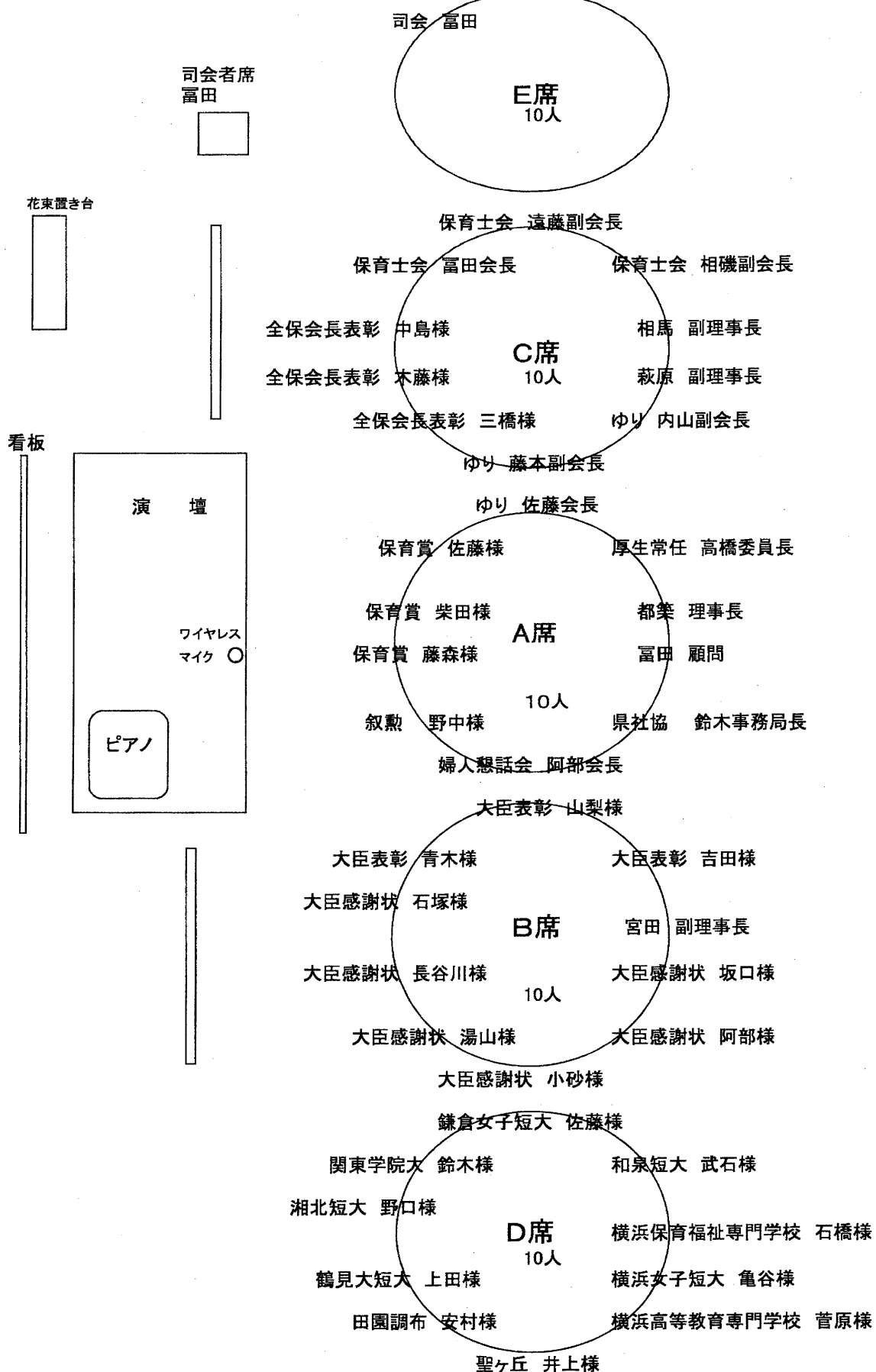
C

C

No.	所属	職 名	氏 名	赤 バラ
1	神奈川県議会厚生常任委員会	委員長	たかはし みのる 高橋 稔	A
2	神奈川県社会福祉協議会	理事・事務局長	すずき かずお 鈴木 和夫	A
3	神奈川県社会福祉婦人懇話会	会長	あべ あやこ 阿部 絢子	A
4	神奈川県ゆりの会	会長	さとう さとこ 佐藤 里子	A
5	神奈川県ゆりの会	副会長	ふじもと のぶえ 藤本 信江	C
6	神奈川県ゆりの会	副会長	うちやま かずこ 内山 和子	C
7	神奈川県保育士会	会長	とみた ひろみ 富田 弘美	C
8	神奈川県保育士会	副会長	えんどう ふみこ 遠藤 文子	C
9	神奈川県保育士会	副会長	あいそ しげこ 相磯 しげ子	C
10	和泉短期大学	教務部長	たけいし のぶこ 武石 宣子	D
11	鎌倉女子大学短期大学部	初等教育学科長	さとう やすとみ 佐藤 康富	D
12	関東学院大学	人間環境学部人間発達学科 准教授	すずき つとむ 鈴木 力	D
13	湘北短期大学	保育学科保育副科長	のぐち しゅういち 野口 周一	D
14	鶴見大学短期大学部	短期大学部長・保育科教授	うえだ まる 上田 衛	D
15	田園調布学園大学	子ども未来学部 学部長	やすむら きよみ 安村 清美	D
16	聖ヶ丘教育福祉専門学校	理事長・校長	いのうえ よしゆき 井上 貴恭	D
17	横浜高等教育専門学校	校長	すがわら ひでや 菅原 秀也	D
18	横浜女子短期大学	教授	かめや みよこ 亀谷 美代子	D
19	横浜保育福祉専門学校	教務部 次長	いしばし ゆうこ 石橋 優子	D

# 「保育の日前夜祭」のA・B・C・D(指定席)配置図 (案)

日時 ・平成23年12月2日(金)  
 場所 ・横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ  
 5階 日輪  
 三瓶 事務局長



平成 23 年 12 月 2 日

各企画運営委員会委員 様

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

「平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)  
受講生及び協賛広告の募集勧奨について (依頼)

初冬の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。  
さて、先にご案内いたしました標記研修会につきましては、年度末のお忙しい時期であるとともに他団体の研修会等の開催と重複しており、当初予定の受講生の定員確保が危惧されております。

そこで、今回、大変恐縮ですが、各企画運営委員会委員の皆様方に、別添のとおり会員数に応じた概ねの受講生の割当をさせていただくことになりました。何かとご多忙の時期とは存じますが、各地区に持ち帰っていただき、調整方につきまして、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、受講生へ配布するテキスト掲載する協賛広告の募集を、別添のとおり行うことといたしましたので、関係法人及び事業者等の皆様方への周知・協力依頼の働きかけをお願い申し上げます。

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

保育士の専門性を考える研修会受講者割当表(案)

湘南・三浦ブロック

市 郡 名	割当数	保育園数	公 立	民 間	備考
横須賀市	15	31	10	21	
鎌倉市	4	17	7	10	
藤沢市	6	29	16	13	
茅ヶ崎市	5	21	6	15	
逗子市	2	5	2	3	
三浦市		4		4	
三浦郡 (葉山町)		2	1	1	
計	32	109	42	67	

西湘ブロック

市 郡 名	割当数	保育園数	公 立	民 間	備考
平塚市	10	31	10	21	
小田原市	10	29	7	22	
秦野市	5	19	5	14	
南足柄市	1	4	1	3	
中郡 (大磯町・二宮町)	3	5	2	3	
足柄上郡		7	2	5	
足柄下郡		10	8	2	
計	29	105	35	70	

県央ブロック

市 郡 名	割当数	保育園数	公 立	民 間	備考
厚木市	4	20	6	14	
大和市	1	9	6	3	
伊勢原市	5	11	4	7	
海老名市	3	13	5	8	
座間市	3	17	9	8	
綾瀬市	1	5	2	3	
高座郡 (寒川町)	2	3		3	
愛甲郡 (愛川町)		6	6		
計	19	84	38	46	

合 計	80	298	115	183	
-----	----	-----	-----	-----	--



平成 23 年 11 月 14 日

関東ブロック都県指定都市保育協議会会長 様

関東ブロック保育協議会会長会  
会 長 松川 和照  
一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

「平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)  
受講生の募集勧奨について (依頼)

晩秋の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、先にご案内いたしました標記研修会につきましては、年度末のお忙しい時期であるとともに他団体の研修会等の開催と重複しており、当初予定の受講生の定員確保が危惧されております。

そこで、今回、大変恐縮ですが、各都県指定都市の皆様方に、別添のとおり会員数に応じた概ねの受講生の割当をさせていただくことになりました。

何かとご多忙の時期とは存じますが、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

(問合せ先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

平成 23 年度保育士の質を高める研修会受講者割当数(関ブロ都県市)

団 体 名	割当数(以上)	会員数	昨年度出席数
茨 城 県	3	4 7 6	7
栃 木 県	2	2 8 4	3
群 馬 県	3	4 0 6	4
埼 玉 県	5	7 8 0	5
千 葉 県	5	6 4 0	3
千 葉 市	2	1 0 6	0
東 京 都	2 2	1, 1 8 6	4 5
神奈川県	6 0	2 9 8	9
横 浜 市	3 0	3 4 7	1 8
川 崎 市	1 0	1 3 6	1 9
相模原市	5	7 5	0
新 潟 県	3	6 9 0	0
山 梨 県	2	2 4 1	6
長 野 県	3	5 8 3	2
静 岡 県	5	5 0 6	2
合 計	1 6 0	6, 7 5 4	1 2 3

平成 23 年 12 月吉日

関係法人、関係事業者等の皆様へ

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

「平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)  
開催に伴う協賛広告募集のご案内

寒冷の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記研修会につきましては、関東ブロック保育協議会の所属団体の持ち回り開催により実施してきておりますが、本年度は本会の開催担当となり、次により開催することといたしております。

そこで、本研修会をより有意義なものとするため、協賛広告の募集を行うことといたしましたので、ご案内申し上げます。

<研修会の概要>

○趣 旨

保育士が国家資格となり、専門職として位置づけられた保育士は、常に専門知識や技術等を吸収し、その専門性を高めていく必要がある。そこで、これからの保育士に求められる専門性や倫理についての知識と実践について学ぶ。

なお、本研修は、全国保育協議会の「保育活動専門員」認証制度対象研修に指定されている。

○開催日時 平成 24 年 2 月 21 日(火)～22 日(水)

○会 場 横浜ワールドポーターズ

○定 員 150 名

<広告掲載について>

○掲載紙 「平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会」テキスト(A4 版)  
(作成部数 250 部予定、係員及び関係者配布用を含む。)

○広告規格 ①A4 版資料 1 ページの 1/4 枠 (縦 6 cm×横 17 cm)

②A4 版資料 1 ページの 1/2 枠 (縦 12 cm×横 17 cm)

○広告料金 ①A4 版資料 1 ページの 1/4 枠 5,000 円

②A4 版資料 1 ページの 1/2 枠 10,000 円

○申込み 広告規格が決まりましたら、平成 24 年 1 月 10 日(火)までに、申込用紙を FAX でお送りください。

○広告原稿      サイズを参考に、完全版下を作成し、平成24年1月20日(金)までに、(火)までに、E-MAILでお送りください。

版下は白黒で作成してください。カラー印刷は対応できません。

広告の配置等については、本会にご一任ください。

○広告料金の振込      広告料金を、平成24年1月20日(金)までに、下記口座にお振り込みください。振込手数料はご負担願います。

振り込み確認後、広告掲載紙が印刷出来ましたら、領収書とともに郵送いたします。

[振込口座]

・銀行振込      横浜銀行    横浜駅前支店    普通預金    6016262

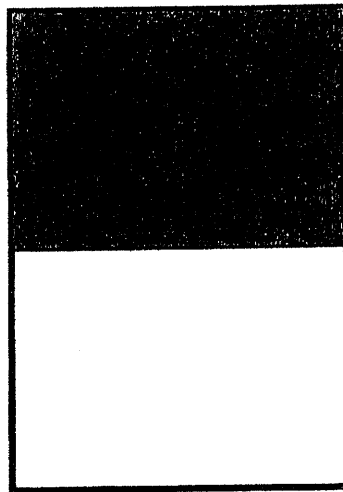
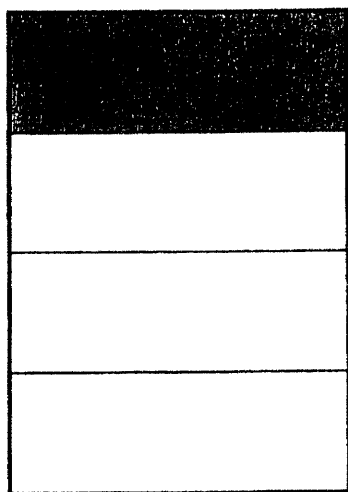
一般社団法人    神奈川県保育会理事長    つづき    ゆうこう  
都築    融光

・郵便振替      00260-2-68336    一般社団法人    神奈川県保育会

○広告のイメージ

①A4版資料1ページの1/4枠

②A4版資料1ページの1/2枠



(問合せ・申込み先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

T e l    0 4 5 - 3 1 1 - 8 7 5 4

F A X    0 4 5 - 3 1 1 - 1 8 3 7

e-mail    kenho@hoiku-kanagawa.jp

# 広告申込書

申込者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先

T e l \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

ご希望の広告規格にチェックをお願いいたします。

- ①A4版資料1ページの1/4枠 (5,000円)
- ②A4版資料1ページの1/2枠 (10,000円)

(送付先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

T e l 045-311-8754

F A X 045-311-1837

e-mail kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成23年11月10日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

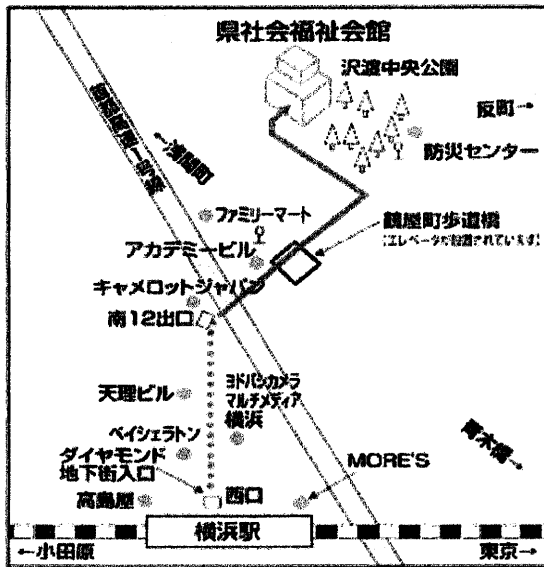
### 保育所会計基準セミナーの開催について (ご案内)

晩秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、12月9日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。



神奈川県保育会事務局  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2  
Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

### 12/16・保育所会計基準セミナー参加申込書

月 日

保育園名(市名)	( 市 )	電話	
参加者氏名	職 名		
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		
昼 食	<input type="checkbox"/> 希望する(受付時に交換券をお渡しします) <input type="checkbox"/> 希望しない		

## 保育所会計基準セミナー開催要領

1. 目的 社会福祉法人施設において、平成 24 年 4 月 1 日より施行されます新会計基準につきまして、よりご理解を深められ、新会計移行処理等にお役に立ていただくことを目的に開催いたします。

このセミナーは、一法人一施設及び一法人多施設を運営されております「保育所経営者の皆様」のために、特別に開催する内容となっておりますので、多数のご参加をいただけますようご案内申し上げます。

2. 主催 一般社団法人神奈川県保育会

3. 日時 平成 23 年 12 月 16 日 (金) 午前 10 時 20 分から午後 3 時 30 分まで  
受付 10 時 00 分 ~

4. 会場 神奈川県社会福祉会館 2 階 ホール  
横浜市神奈川区沢渡 4-2 Tel045-311-8754

5. 対象 保育所の園長及び事務職等

6. 定員 200 名

7. 参加費 1,000 円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。  
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人神奈川県保育会 理事長 つづきゆうこう 都築融光  
[郵便振替] 00260-2-68336  
一般社団法人神奈川県保育会

8. 昼食 希望者には研修会場に用意します。(飲み物付き・一食 1,000 円)

9. 日程

研 修 内 容	
10:20	開会・主催者あいさつ
10:30	全体テーマ「保育所における新しい会計基準について」 講師 木村会計事務所 鈴木 勲 氏 ・ 木村 智 氏  ○「会計基準概論」
12:30	昼食・休憩
13:30	○「会計経理規定及び演習」
15:00	○質疑応答
15:30	閉会

## 新春懇親会のお知らせ

神奈川県保育会・保育士会合同主催による新春懇親会を、次により開催いたしますのでご参加をお願いいたします。

昨年までは、それぞれ単独開催をしていましたが、今回初めての試みとして、合同開催を行うものです。

会場準備の都合もありますので、ご出欠について、12月22日(木)までにTEL又はFAX等にて事務局へご連絡ください。

- 1 日 時 平成24年1月11日(水)17:30～  
(1月企画運営委員会終了後)
- 2 場 所 ホテル・キャメロットジャパン 4階 フェアウインドⅢ
- 3 参加対象者
  - ・神奈川県保育会企画運営委員会委員
  - ・神奈川県保育士会役員会委員
- 4 参加費 5,000円(当日徴収します)

ご氏名	内 容
	・ご出席                      ・ご欠席

(問合せ・申込み先)一般社団法人神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

Fax 045-311-1837

e-mail kenho@hoiku-kanagawa.jp



事 務 連 絡  
平成23年11月15日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）保育担当者 各位  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」  
の開催について

保育行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が平成23年3月に作成されたことに伴い、保育士や各自治体の保育担当者等のアレルギー疾患に対する理解を深めること等を目的とし「平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」を別紙のとおり開催することとなりました。

つきましては、ご多忙の中恐れ入りますが、貴管内市町村・保育所等の保育担当者へ周知いただきますとともに、別紙開催要項に従い、参加希望者をとりまとめた上、12月16日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
保育課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5253-1111（内7919・7920）  
丸山・高橋  
Mail hoikuka@mhlw.go.jp

## 平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する 普及啓発講習会「東京都」開催要項

### 1 目的

児童生徒等においてはアレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患をもつ児童生徒等がいることを前提とした、学校保健の取組が求められる状況にある。

このため、財団法人日本学校保健会作成の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」や「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が効果的に活用されることにより、学校等におけるアレルギー疾患への対応の充実を図るため、教職員、教育委員会の指導主事及び保育関係者等を対象とした講習会を開催する。

### 2 期日及び会場

期日	会場
平成24年1月10日(火) 13:00～17:00	開催場所：独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター (カルチャー棟大ホール) 住所：東京都渋谷区代々木神園町3-1 電話：03-3469-2525

(定員は500人程度を予定しています)

### 3 主催

文部科学省

### 4 共催

厚生労働省

### 5 対象

- (1) 都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等
- (2) 国公立私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、教職員等
- (3) 公私立の保育所の施設長、主任保育士等並びに都道府県、市区町村の保育担当職員

### 6 日程

12:30	13:00	16:00	16:15	17:00
受付	説明・講演	休憩	エビペン実習・質疑応答	

## 7 内容

- (1) 説明 「学校におけるアレルギー疾患への対応について」  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校保健対策専門官  
有賀 玲子  
「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて」  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官 丸山 裕美子
- (2) 講演 「学校における食物アレルギー及びアナフィラキシーショックへの対応について」  
独立行政法人国立病院機構相模原病院小児科 今井 孝成
- (3) エピペン実習・質疑応答

## 8 参加申込み

### 【学校関係者（5対象(1)または(2)に該当する者）】

- ① 都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等及び公立学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教職員等については、各都道府県・指定都市教育委員会においてとりまとめの上、下記へ申し込みください（各学校から直接の申込は受け付けません）。なお、参加申込者数が会場定員を超える場合、受付締切後に各都道府県・指定都市教育委員会へ御相談する場合があります。
- ② 私立学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教職員等については各都道府県私立学校主管課において取りまとめの上、下記へ申し込みください（各学校から直接の申込は受け付けません）。なお、参加申込者数が会場定員を超える場合、受付締切後に各都道府県・指定都市教育委員会へ御相談する場合があります。
- ③ 国立大学法人附属学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教職員等については、各学校から直接下記へ申し込みください。  
※当日の参加申込み受付はありません。

### (1) 申込み期限

平成23年12月16日（金）（期限日以降の申込は受け付けません）

### (2) 申込み方法

別紙参加申込書をメールにて送付してください。

※受付の整理上、件名に「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」  
参加申込書」と記載してください。

### (3) 申込み・問い合わせ先（申込みはメールでのみ受付いたします）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話：03-5253-4111（内線2918）

メールアドレス：[gakkoken@mext.go.jp](mailto:gakkoken@mext.go.jp)

**【保育所関係者（5対象(3)に該当する者）】**

各都道府県、指定都市、中核市保育担当主管部局において講習会参加希望者を取りまとめの上、下記へ申し込みください（個別の自治体・園から直接の申込は受け付けません）。なお、参加申込者数が会場定員を超える場合、受付締切後に各都道府県へ御相談する場合があります。

※当日の参加申込み受付はありません。

(1) 申込み期限

平成23年12月16日（金）（期限日以降の申込は受け付けません）

(2) 申込み方法

別紙参加申込書をメールにて送付してください。

※受付の整理上、件名に「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会参加申込書」と記載してください。

(3) 申込み・問い合わせ先（申込みはメールでのみ受付いたします）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課（担当 丸山）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線7919）

メールアドレス：[hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

9 その他

(1) 宿泊については、主催者で取り扱わないので、各自で確保してください。

(2) 車での来場は御遠慮ください。

**平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」  
参加申込書**

都道府県・指定都市・中核市名	〇〇県
取りまとめ担当部署	〇〇課
連絡先(電話)	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
( e-mail )	〇〇〇〇@〇〇〇〇

番号	都道府県	所属先	職名	氏名	備考
1	〇〇県	〇〇市立〇〇保育所	施設長	厚労 花子	
2	〇〇県	〇〇市保育課	〇〇係長	厚労 太郎	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

**備考**

1. 受付の整理上、メールの件名に「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」参加申込書」と記載してください。
2. 参加申込者数が会場定員数を超える場合、番号上位の方から順に申込みを受け付けます。
3. 行が足りない場合は、適宜行を追加していただいても構いませんが、その他のレイアウトは変更しないでください。

# 学校等におけるアレルギー疾患に対する取組に関する質問票

(平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」用)

学校等におけるアレルギー疾患に対する取組について、質問事項を御自由に御記入ください。

都道府県・指定都市名		職名	
<b>質問事項</b>			

**【提出先】**

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

メール: [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

受付期限 **平成23年12月16日(金)**

※ 受付の整理上、メールの件名に「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」質問票」と記載してください。

## ♪♪ コンサートプログラム ♪♪

1. 楽に寄す  
シューベルト 作曲
2. 母が教え給いし歌  
ドヴォルザーク 作曲
3. 日曜日  
ブラームス 作曲
4. 献呈  
R. シュトラウス 作曲
5. 鐘が鳴ります  
山田 耕柞 作曲
6. 儚し愛の誓い  
マルティニーニ 作曲
7. 「サムソンとデリラ」より～愛よ!私に力をお与え下さい!  
サン・サーンス 作曲
8. 「アドリアーナ・ルクヴルール」より～苦い喜び  
チレア 作曲

### 出演者プロフィール

♪長ヶ部 陽子 (おさかべ・ようこ) ～Mezzo-Soprano～

フェリス学院大学音楽学部声楽科卒業。同大学ディプロマコース終了。二期会オペラスタジオマスタークラス終了。芳野靖夫氏に師事。二期会新進演奏家のタベ、神奈川県立音楽堂新人演奏会、クリスマス・チャリティー・コンサートにて第九、世田谷げやきコンサート、カメラータ城島コンサートなど、多岐にわたりに出演、活躍をしている。新百合ヶ丘産経学園講師。町田シティーオペラ、国際芸術連盟、二期会会員。

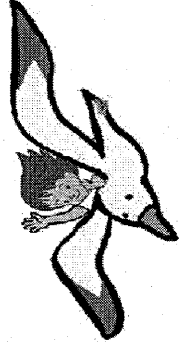
♪長友 美夏 (ながとも・みか) ～Piano～

フェリス学院短期大学音楽学部ピアノ科卒業。同専攻科修了。青英権にピアノ・作曲法を、高橋その子・関晴子・宮崎郁・トム＝ボレンの各氏にピアノを師事。在学中より声楽・フルートの伴奏を手掛ける。94年夏、ポーランドで開かれたシヨパンフェスティバルに出演。その後、ドイツ各地の演奏会にも出演。現在は声楽・器楽の伴奏者、ソリストとして各種リサイタルや音楽祭等で活躍。新進作曲家のピアノ曲の初演等も勤め、CDの製作にも参加している。

平成 23 年度

— 第 34 回 —

# 保育の日前夜祭



平成 23 年 12 月 2 日 (金)

午後 5 時 30 分 開会

横浜ベイシエラトロンホテル&タワーズ

一般社団法人 神奈川県保育会

次 第

受賞者の皆様

5 : 30 開 会

主催者あいさつ

☆ 神奈川県保育賞

佐藤 千鶴子 様	伊勢原市	ヘルカークン保育園
柴田 恵子 様	横須賀市	三和保育園
藤森 真弓 様	小田原市	上府中保育園

5 : 35 花束贈呈

○保育賞受賞者

○叙勲受章者

○厚生労働大臣表彰受賞者

○厚生労働大臣感謝状受賞者

☆ 叙勲

野中 登志子 様	南足柄市	元華綾保育園
----------	------	--------

☆ 厚生労働大臣表彰

吉田 えみ子 様	小田原市	小田原乳児園
山梨 鈴代 様	座間市	座間保育園
青山 広美 様	三浦市	三崎二葉保育園

記念品贈呈

☆ 厚生労働大臣感謝状

5 : 55 お祝いのことば

○全国保育協議会会長表彰受賞者

来賓紹介

石塚 康子 様	座間市	やなせ保育園
長谷川 公子 様	小田原市	桃重保育園
湯山 三和子 様	小田原市	春光保育園
小砂 潮古 様	開成町	酒田保育園
横地 みどり 様	逗子市	双葉保育園
二宮 泉 様	厚木市	荻野すみれ愛児園
阿部 和子 様	横須賀市	日の出保育園
坂口 紀恵 様	横須賀市	浦賀保育園

6 : 20 演奏

6 : 55 乾杯

☆ 全国保育協議会会長表彰

河野 敦子 様	座間市	東原保育園
中島 利子 様	小田原市	桜井保育園
木藤 美江子 様	愛川町	高峰保育園
名川 比呂美 様	湯河原町	八雲保育園
三橋 幸恵 様	中井町	木之花保育園

8 : 00 閉会

懇談会



# 子ども・子育て新システムの実現の検討状況

雇用均等・児童家庭局

## (1) 主な検討事項

子ども・子育て新システムの全体像、具体的な制度設計（すべての子ども・子育て家庭への支援の仕組み、幼保一体化、子ども・子育て会議、費用負担など）

## (2) 検討状況

### ① 最近の検討状況

○10月18日

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度WT（第15回）

・議題：国の基準と地方の裁量の関係、指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方等について

○11月24日

基本制度WT（第16回）

・議題：費用負担、イコールフットィングのあり方、市町村の関与のあり方、ワーク・ライフ・バランス等について

### ② 今後の日程と予定

○12月 基本制度WT（第17回）

・議題：国の所管その他積残し事項

○年内 基本制度WT（第18回）

・議題：新システムの成案とりまとめ

政府は2013年に予定している幼保一体型の「こども園」の導入に当たり、供給過剰になった場合、都道府県が既存施設の指定更新を拒否できる制度を導入する方針だ。ただ、一部業者への優遇を防ぐため、指定解除に当たっては労使や保護者との協議を義務づける。また、子育て支援制度全体に対して、現行と同程度の2000億円強

## 「こども園」の指定 都道府県に拒否権

の事業者負担を求める方針も固めた。

政府は幼稚園と保育所の一体化などが目玉の「子ども・子育て新システム」を議論している。都市部を中心に不足している保育施設を増やすため、面積や職員などの基準を満たせば、株式会社でも「こども園」として公的補助が受けられる「指定制」を導入する。

### 政府方針 財政負担増を防ぐ

だが少子化が進めば将来は供給過剰に転じる地域が出る恐れがあり、財政負担が膨らみかねない。このため都道府県が施設の指定更新を拒否する仕組みをつくる。

また、子ども・子育て新システムの費用負担については、現在の児童手当などへ拠出している水準を目安に、国や地方だけでなく事業者にも拠出を求める。

# 幼稚園の私学助成 存続

## 政府案「幼保一体化」が後退

政府が2013年度の  
実現を目指す「幼保一体  
改革」が大幅に後退しそ  
うだ。内閣府は24日開い  
た「子ども・子育て新シ  
ステム」の検討会議で、  
一部の幼稚園に対する私  
学助成を存続する案を提  
示した。これにより、就  
学前の子ども向け施設は  
幼保一体の「総合施設」

や「保育所型こども園」  
など5つの種類に分かれ  
ることになる。幼保は一  
体化どころか一段と細分  
化される形になり、利用  
者の混乱を招くおそれが  
出てきた。

現在、私立幼稚園には  
文部科学省が私学助成、  
私立保育所には厚生労働  
省が運営費を出して運営

を支援している。民主党  
政権は2つに分かれた所  
管官庁を一元化し、補助  
金も「こども園給付」に  
一本化する方針だった。

ただ一部の幼稚園が  
「私学独自の教育ができ  
なくなる」と文科省から  
切り離されることに抵  
抗。内閣府は補助金の一  
本化を断念、希望する幼  
稚園は文科省から私学助  
成をもらい続けることを  
認めることにした。文科  
省には私学助成を管理す  
る組織も残ることにな  
る。

就学前の子ども向け施  
設は現在、保育所、幼稚

### 改革後に保育所と幼稚園 はこう分かれる

#### ①「総合施設」

0～5歳児対象の幼保が  
一体化

#### ②「幼稚園型こども園」

3～5歳児向け

#### ③「保育所型こども園」

0～2歳児向け

#### ④「企業設置型こども園」

総合施設の認可なし

#### ⑤「従来型幼稚園」

私学助成を受け続ける

園、認定こども園の大き

く分けて3種類。これま  
での政府の議論で、改革  
後は①0～5歳児向けで  
完全幼保一体型の「総合  
施設」②3～5歳児向け

の「幼稚園型こども園」  
③0～2歳児向けに特化し  
た「保育所型こども園」

④総合施設の認可を受け  
られない「企業設置型こ  
ども園」——の4種類を

想定してきた。  
さらに私学助成を受け

る幼稚園が加わること  
で、親にとっては5種類

の施設に分かれた複雑な  
制度になることになる。

# 幼保一体後も私学助成

政府方針

## 私立幼稚園に保育所側反発も

政府は22日、2013年度の導入を目指す幼稚園と保育所を統合した一体化施設について、制度のスタート後も、私立幼稚園に給付している「私学助成」を存続させる方針を固めた。学校法人を補助する私学助成が残れば、一体化施設の中で私立幼稚園から転じた施設だけが上乗せ給付を受けられることになるため、保育所側の反発が予想される。

方針は、政府が24日に開く「子ども・子育て新システム検討会議」作業部会に示される。私学助成の廃止

に反対する私立幼稚園の意向に配慮した。ただ、私学助成が現行のまま維持されれば、一体化施設への参入を見送る私立幼稚園が増えるとの見方もある。

政府は今年7月の中間まとめで、保育所や幼稚園など就学前の施設は基準を満たせば新しい「子ども園(仮称)」に指定し各種の給付も「子ども園給付(仮称)」に一本化することを決めた。また「子ども園」の中でも幼保一体化施設への移行を促すため、補助制度などで誘導する考えも示していた。

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —目次—

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準示される	1
・「乳児室・ほふく室の面積基準の取扱い」が示される	2
・今冬の電力需給対策に対応した休日特別保育事業の実施について	3
・緊急地震速報の全国的な訓練への参加等について	3
・学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催について	4
・平成23年度厚生労働省第三次補正予算(案)が示される	7
・「第2回厚生労働省社会保障改革推進本部」が開催される	8
・国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」を公表	8
・内閣府「第13回地域主権戦略会議」が開催される	9
・「社会保障と税の一体改革」大綱策定に向けた日程決定	11
・保育関係図書のご案内	11

## ◆児童福祉施設の設備及び運営に関する基準示される◆

去る10月28日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成23年厚生労働省令第127号)が発出されました。これにともない、従来の児童福祉施設最低基準の省令の名称が、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下、「設備運営基準」という)に変更され、都道府県等が条例等定める基準を「最低基準」と称することとされました。

この設備運営基準において、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の区分や、保育所の居室面積にかかる特例措置等について明記されています。今後、都道府県等においては、本省令等を

(1) 新たに保育所の設置認可を行う場合における、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いは、ほふくをしない子どもとほふくをする子どもとの内訳(見込み)について、①1歳児にあっては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること、②0歳児にあ

が示されました。  
上記の省令とあわせて同日に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長名で『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について』の留意事項について』が通知され、保育所における乳児室及びほふく室の面積基準の取扱いについての考え方が示されました。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、0、1歳児1人当たりの保育面積を、乳児(ほふくする前)室は1.65㎡、ほふく室は3.3㎡と定めています。この点について、一部の都道府県行政において解釈が異なる運用が見受けられたことから、今回の通知では、次の3点に関する留意点が示されました。

## ◆「乳児室・ほふく室の面積基準の取扱い」が示される

は整理して示す、という説明がなされました。  
把握できていない、④一定期間たったところで把握をし、今後、不明了等問い合わせがあれ  
況は、それぞれの自治体で準備しているか、どの自治体がどれくらい進んでいるかは  
示したものを各都道府県、政令市、中核市に通知した、③都道府県等における条例の策定状  
の不利益になることがないよう努めていく、②最低基準の省令改正について、内容を細かく  
これらの意見に対して、厚生労働省雇用均等・児童家庭局橋本保育課長からは、①子ども  
措置に関する自治体の状況と特例措置が及ぼす影響等について委員から意見が出されました。  
等への条例委任に関連して、地方自治体の担当者への周知や研修、保育所の面積基準の特例  
また、去る10月31日に開催された第36回社会保障審議会児童部会においても、都道府県

127号'

\* [http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H111012R0010.pdf#search=厚生労働省令第](http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H111012R0010.pdf#search=厚生労働省令第127号)

127号)は、次のURLをご参照ください。

法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第  
\*地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する  
\*関係資料は、別添付録①～②をご参照ください。

ことを申し添えます。

なお、都道府県・指定都市保育組織宛には別途関係資料を添えてご依頼申しあげます。  
関係への働きかけなどのお取り組みをいただきたくお願い申し上げます。

かけを行ってまいりました。今般の通知に合わせ、都道府県・指定都市保育組織より、再度、関係機  
「従うべき」への変更や少なくとも現行基準の堅持について、意見の表明や関係機関等への働き  
たつては、「従うべき」とされた項目については改善を求め、「参酌」とされた項目についても、  
本会では、これまで、都道府県・指定都市保育組織と連携して、都道府県等への条例委任にあ  
受けて最低基準を定めることとなります。

っても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられることから、単に年齢ではなく発達段階に応じた面積を確保すること。

(2) 設置後の保育所（既存の施設を含む。）の指導監督を行う場合は、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いでは、上記①の考え方のもとづき、当該保育所で保育する0歳児及び1歳児のうち、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡が確保されるよう指導監督を行うこと。

(3) 既設の保育所で、面積基準に抵触している場合は、既に当該保育所に入所している子どもの不利益にならないよう留意し、できるだけ速やかに、面積基準を満たすよう指導されたい。なお、上記の面積基準に抵触している場合の対処については、①当該保育所の定員を調整する、②当該保育所内の部屋割りを調整すること。

特に、(3)については、保育所の定員変更やクラス編成等に影響する内容であり、該当している保育所については、利用している子どもを含め、今後の保育所運営について、事前に当該の所管課と十分な協議をしていただく必要があります。

詳細は、別添資料（付録③）をご参照ください。

## ◆今冬の電力需給対策に対応した休日特別保育事業等の実施について◆

～夏期に引き続き、財源は「安心子ども基金」で～

去る11月11日、厚生労働省は都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管課に「今冬の電力需給対策に対応した休日保育特別事業等の実施について」を通知しました。

政府の「電力需給に関する検討会」においてまとめられた、今冬の電力需給対策について、関西電力・九州電力管内を始め、その他の電力会社管内においても、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電の要請をしています。この要請により、企業等が早朝や夜間や休日に就業時間を変更する場合、今夏と同様に休日保育等のニーズが増加することが予想されることから、市町村においてニーズに対応した休日保育等を実施する場合は、引き続き「安心子ども基金」から財政支援を行うこととしています。

なお、今回の対応にかかり、「安心子ども基金管理運営要領」が一部改正され、休日保育等の実施期間が電力需給対策実施期間として平成23年12月～平成24年3月までとなる予定です。正式な通知は、後日発出されます。

## ◆緊急地震速報の全国的な訓練への参加等について◆

～12月1日、内閣府・気象庁の合同実施～

来る12月1日（木）に、内閣府（防災担当）及び気象庁による全国的な緊急地震速報の訓練について、厚生労働省を通じて、関係団体への周知、訓練への参加及び訓練に関するアンケート

下の協力依頼がありました。  
なお、訓練概要及び報告方法等については下記のとおりです。  
(この訓練の実施及び訓練に関するアンケートへの回答は、強制ではなく任意ですので、協  
力いただける範囲で結構です。)

#### <訓練概要>

12月1日の訓練では、緊急地震速報を配信事業者から受信している機関に対し、気象庁からの訓練用の緊急地震速報(以下、訓練報。)の配信はありません。

現在受信端末を利用している機関においては、受信端末に備わる訓練用の報知機能を活用した訓練を計画願います。

なお、一部の配信事業者では、事業者独自の訓練報の配信実施が計画されています。事業者からの周知・案内等もご確認のうえ対応をお願いいたします。

受信端末を利用していない、あるいは利用できない機関においては、気象庁がHPで提供している「緊急地震速報受信時対応訓練用キット」をご利用下さい。

(<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>)

#### <訓練の参加状況の調査>

訓練実施後、貴団体の会員の訓練への参加状況及び公表可能な訓練参加機関、緊急地震速報受信装置の導入状況につきまして、気象庁ホームページ内に設置するWEBアンケートにて回答くださるようお願いいたします。

アンケートについては12月1日より下記アドレスにて公開する予定です。12月16日(金)までにご回答くださるようお願いいたします。

(アンケートは、団体でとりまとめていただく必要はなく、それぞれの施設から回答いただければよいそうです。)

アンケートURL:

[http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/EEW\\_kunren/20111201\\_kunren.html](http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/EEW_kunren/20111201_kunren.html)

(アンケートの実施にあたって、パスワードを求められた場合には、『ek-20111201』とご入力ください)

#### <訓練に関する注意事項>

①訓練の実施にあたって館内放送等を実施する場合には、放送を聞いた人が本物の地震と誤って判断しないなど、混乱なきよう実施願います。

②事業者から訓練報が配信される場合には、日時や方法等について事業者の周知・案内を十分にご確認ください、不明な点等がありましたら、事業者に事前にお問い合わせください。

③テレビやラジオによる放送、携帯電話による訓練報の配信はされません。

## ◆学校等におけるアスルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催について◆



## ～1月10日文科省・厚生労働省共催で実施～

来年1月10日に、文部科学省・厚生労働省の共催で、平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会を開催することになりました。参加対象は、学校関係者の他、公私立の保育所長、主任保育士等ならびに都道府県、市区町村の保育担当職員となっています。申込みについては、各都道府県、指定都市、中核市の保育担当部局において参加のとりまとめを行うことになっていますので、詳細については当該の窓口にお問い合わせください。

### 平成23年度学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」開催要項(抜粋)

#### 1 目的

児童生徒等においてはアレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患をもつ児童生徒等がいることを前提とした、学校保健の取組が求められる状況にある。このため、財団法人日本学校保健会作成の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」や「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が効果的に活用されることにより、学校等におけるアレルギー疾患への対応の充実に図るため、教職員、教育委員会の指導主事及び保育関係者等を対象とした講習会を開催する。

#### 2 期日及び会場

期日:平成24年1月10日(火)13:00～17:00

開催場所:独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター(カルチャー棟大ホール)

住所:東京都渋谷区代々木神園町3-1 電話:03-3469-2525

(定員は500人程度を予定しています)

3 主催:文部科学省

4 共催:厚生労働省

#### 5 対象

(1) 都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等

(2) 国公私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校(園)長、副校(園)長、教頭、教職員等

(3) 公私立の保育所の施設長、主任保育士等並びに都道府県、市区町村の保育担当職員

#### 6 日程

12:30 受付

13:00～16:00開会:説明・講演

16:00～16:15 休憩

16:15～17:00エピペン実習・質疑応答

#### 7 内容

(1) 説明「学校におけるアレルギー疾患への対応について」

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校保健対策専門官 有賀 玲子

「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課保育指導専門官 丸山 裕美子

なお、去る10月14日、厚生労働省は「自己注射が可能な「エビペン®」(エビネフリン自己注射薬)を処方されている入所児童への対応について(依頼)」を都道府県・指定都市・中核市あて通知しました。本年3月に、アレルギイ疾患を持つ子どもの保育所での生活がより一層、安全・安心なものとなるよう「保育所におけるアレルギイ対応ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を作成しています。

ガイドラインでは、保育所における「エビペン®」使用の際の留意点として「子どもや保護者自らが「エビペン®」を管理、注射することが基本であるが、保育所においては低年齢の子どもが自ら管理、注射することは困難なため、アナフィラキシーが起こった場合、嘱託医または医療機関への搬送により、救急処置できる体制をつくっておくことが必要である」としており、本通知では、下記事項の保育所への周知、消防機関と保育所等の連携推進を依頼しています。

(2) 講演「学校における食物アレルギー及びアレルギー性鼻炎への対応について」

独立行政法人国立病院機構相模原病院小児科 今井 孝成

(3) エビペン®実習・質疑応答

8 参加申込み

【保育所関係者(5対象(3)に該当する者)】

各都道府県、指定都市、中核市保育担当主管部局において講習会参加希望者を取りまとめの上、下記へ申し込みください(個別の自治体・園から直接の申込は受け付けません)。なお、参加申込者数が会場定員を超える場合、受付締切後に各都道府県へ御相談する場合があります。

※当日の参加申込み受付はありません。

(1) 申込み期限

平成23年12月16日(金)(期限日以降の申込は受け付けません)

(2) 申込み方法

別紙参加申込書をメールにて送付してください。

※受付の整理上、件名に「学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」

参加申込書」と記載してください。

(3) 申込み・問い合わせ先(申込みはメールでのみ受付いたします)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課(担当 丸山)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話:03-5253-1111(内線7919)

Eメール: hoikuka@mh1w.go.jp

9 その他

(1) 宿泊については、主催者で取り扱わないので、各自で確保してください。

(2) 車での来場は御遠慮ください。

1. 入所児童がアナフィラキシーショックとなり、「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）を自ら注射することができないなど緊急の場合、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に迅速な対応を行うこと。
2. 「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）の処方を受けている入所児童がアナフィラキシーショックとなり、保育所等から消防機関に救急要請（119番通報）をする場合、「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）が処方されていることを消防機関に伝えること。
3. 「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）の処方を受けている入所児童がいる保育所等においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に情報提供するなど、日ごろから消防機関など地域の関係機関との連携を図ること。

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」は、厚生労働省ホームページに掲載されています。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>

## ◆平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算(案)が示される◆

平成 23 年 10 月 21 日、政府は、東日本大震災の復興対策を盛り込んだ「平成 23 年度第三次補正予算(案)」(予算規模：12 兆 1,025 億円)を閣議決定しました。

厚生労働省第三次補正予算(案)では、①東日本大震災に係る復興支援、②復興・円高対応のための雇用対策の2つを大きな柱とし、6,534 億円が盛り込まれています。

児童福祉、とくに保育所関連では、子育てサービスの再構築とし、被災県における安心子ども基金の積み増しに16 億円が計上されています。

これは、被災地での保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災市町村が策定する復興計画に基づく以下の子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行うものです。

- ・ 認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化
- ・ 通常の保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化

その他、「今後の災害の備え」として、災害時に避難することが困難な方が多く入所する施設の安全確保のため、耐震化整備に対して財政支援を行う「社会福祉施設等の防災対策の推進」に27 億円が計上されています(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し(全国))。

[厚生労働省]

平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算案の概要

[http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/h23\\_yosan\\_gaiyou.html](http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/h23_yosan_gaiyou.html)

表しました。  
 平成21年度の社会保障給付費の総額は9兆8,507億円、対前年度増加額は5兆7,659億円、伸び率は6.1%となっています。また、社会保障給付費の対国民所得比は29.44%となっており、前年度に比べて2.70%ポイント増加しています。国民1人当たりの社会保障給付費は78万3,100円で、対前年度伸び率は6.3%となっています。  
 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が30兆8,447億円(30.9%)、「年金」が51兆7,246億円(51.8%)、「福祉その他」が17兆2,814億円(17.3%)となっています。  
 機能別社会保障給付費をみると、「高齢」が全体の44.9%、「保健医療」が30.3%、「遺族」が6.7%、「家族」が3.3%、「障害」が3.2%、「生活保護その他」が2.7%、「失業」が2.5%、「労働災害」が0.9%、住宅が0.4%となっています。

去る10月28日、国立社会保障・人口問題研究所は、「平成21年度社会保障給付費」を公表しました。

## ◆「社会保障給付費」を公表

## ◆国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001szvt.html>

第2回厚生労働省社会保障改革推進本部

[厚生労働省]

平成23年10月25日、「第2回厚生労働省社会保障改革推進本部」が開催され、社会保障改革各分野の検討状況について報告が行われました。  
 児童関係施策では、「子ども・子育て新システムの実現の検討状況」として、第15回基本制度WT(10月18日)の開催概要ならびに今後の日程と予定について報告があり、また、「子どもに対する手当制度の検討状況」として、平成24年度以降の子どもに対する手当制度の具体的な制度設計(制度内容、費用負担など)が主な検討事項であるとして、10月12日に厚生労働大臣・地方6団体による意見交換会が行われたこと、また、今後の日程と予定として12月までの間に地方団体や事業主団体との調整、政党間の協議を行い、これらの調整をふまえ、平成24年度予算を編成する旨の報告がありました。

## ◆「第2回厚生労働省社会保障改革推進本部」が開催される

[http://www.mof.go.jp/budget/budget\\_flow/budget/ty2011/hosei231021.htm](http://www.mof.go.jp/budget/budget_flow/budget/ty2011/hosei231021.htm)

平成23年度補正予算(第3号)

[財務省]

## ◆内閣府「第 13 回地域主権戦略会議」が開催される◆

平成 23 年 10 月 20 日、「第 13 回地域主権戦略会議」が開催され、①出先機関改革、②補助金等の一括交付金化について検討が行われました。

補助金等の一括交付金化については、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）、「平成 23 年度予算編成の基本方針」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）等に基づき、地域自主戦略交付金の拡充に向け、「平成 24 年度における一括交付金の拡充方針（案）」が示されました。

この中で、「経常に係る補助金・交付金」等については、その多くが「社会保障・義務教育関係」であり、かつ全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等がかなりの部分を占めており、また、地方団体からは「全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと」等の意見があることから、大綱における整理方針をもとに、対象となりうる事業を更に精査していくこととされています。

また、平成 24 年度概算要求における地方向け補助金等に関しては、厚生労働省によって、「社会福祉施設等施設整備費補助金」は一括交付金の「対象（特定）」（期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」を判断する補助金等）、「地域生活支援事業費補助金」、「障害者自立支援給付費負担金」等は一括交付金の「対象外」と判断されています。

今後、一括交付金の「対象」「対象外」の判断については、一括交付金の制度設計について地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討する中で決定するものとされています。

### 平成 24 年度における一括交付金の拡充方針について（案）

※ 第 13 回地域主権戦略会議資料 2-2 より一部抜粋

国庫補助金等の一括交付金化については、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定、以下「大綱」という）、「平成 23 年度予算編成の基本方針」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）等に基づき、地域自主戦略交付金の拡充に向け、以下の方向で取り組む。

#### 1 投資関係

（都道府県分）

- ・ 事業選択における自由度をより拡大するとともに、効率的・効果的な執行が可能となるように、地方の意見を聞きながら、対象事業の拡大、増額を図る。
- ・ 検討に当たっては、地方からの提案も踏まえ、積極的な対象事業の追加。
- ・ 対象要件の見直しを行うこととする。その際、個々の補助金の目的・性質や一括交付金化した場合の効果等の観点を踏まえる。

（市町村分）

- ・ 都道府県分と比べ、年度間の変動や地域間の偏在が大ききなどの課題が指摘されており、地方からも慎重な検討を求める意見がある。また、本年3月に発生した東日本大震災の影響等も勘案する必要がある。
- ・ これを踏まえ、平成24年度においては、市町村の規模又は地域により、導入対象となる地方公共団体の範囲を絞って検討してはどうか。
- ・ 例えば、まずは市町村のうち、規模も大きく、都道府県に準じた権能を有する政令指定都市を対象に検討を進めてはどうか。

2 経常関係

- ・ 経常に係る補助金・交付金等については、その太宗が「社会保障・義務教育関係」であり、かつ全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等がかなりの部分を占めている。
- ・ また、その他の部分についても国家補償的性格のものや地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等が相当程度を占めているとともに、地方団体からは「全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないこと」等の意見がある。
- ・ 以上を踏まえ、大綱における整理方針をもとに、対象とならざる事業を更に精査していくこととする。

平成24年度標準要求における地方向け補助金等

- ※ 第13回地域主権戦略会議参考資料2-1より一部抜粋
- ・ 一括交付金の対象・対象外等の分類は概算要求時点での各組織の判断によるものであり、内閣府(地域主権戦略室)の判断を示すものではない。当該分類については、一括交付金の制度設計について地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討する中で、決定するものである。

<投資関係>

【厚生労働省(一般会計)】

項目	24年度要求額(百万円)	一括交付金対象・対象外
児童福祉施設整備費	3,700	対象(特定)
次世代育成支援対策施設整備交付金		

<経常関係>

【厚生労働省(一般会計)】 ※一部のみ抜粋

項目	24年度要求額(百万円)	一括交付金対象・対象外
保育所運営費	396,225	対象外(義務的な負担金等)
児童保護費等負担金		
児童虐待等防止対策費	2,468	対象外(その他)
児童福祉事業対策費等補助金		
母子家庭等対策費	3,647	対象外(その他)
母子家庭等対策費補助金		
児童扶養手当給付費負担金	180,448	対象外(保険・現金)
子ども・子育て支援対策費		
子育て支援交付金	52,400	対象外(その他)

(年金特別会計)		
児童育成事業費 児童育成事業費補助金	60,007	対象外 (特定財源)
手当給付費等交付金 (仮称) 子ども手当交付金	266,983	対象外 (保険・現金)
手当給付費交付金 (仮称)	1,238,792	対象外 (保険・現金)

[凡例]

「対象」:一括交付金の対象とする補助金等

「対象(特定)」:特定補助金(期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」を判断する補助金等)

「対象外」:一括交付金の対象外とする補助金等

( )内は「地域主権戦略大綱」等に沿った対象外とする理由として、「保険・現金」、「義務的な負担金等」、「災害復旧」、「国家補償」、「地方税の代替」、「国庫委託」、「特定財源」、「特定地域」、「その他」から分類

[内閣府]

第13回地域主権戦略会議

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/kaigi/kaigikaisai/kaigidai13/kaigi13gijishidai.html>

## ◆「社会保障と税の一体改革」大綱策定に向けた日程決定◆

民主党の「社会保障と税の一体改革調査会」は、16日の総会で、政府・与党の一体改革大綱策定に向けた日程を決めました。12月7日までに社会保障改革のあり方について一定の結論を出し、来年の通常国会に法案を提出するものと、それ以降に先送りするものにと仕分けすることとされました。

また、12月中旬からは党税制調査会と合同で、消費税率引き上げに関する議論を本格化させ、年内に結論を得る方針としています。

ただ、党内では消費税率引き上げへの慎重論も根強く、日程がずれこむことも予想されると報じられています。

## ◆保育関係図書のご案内◆

1. 「保育年報2011」新たな子ども・子育て制度の構築にむけて～新しい時代の保育を考える～ (全国保育協議会編/2011年10月28日発行)

定価:2,310円(本体2,200円)

内容:平成22年度から23年度を中心に、「子ども・子育て新システム」をめぐる最新の議論の内容や今後検討すべき課題についてまとめている。保育行政や関連施策ならびに保育所をめぐる現状データについても掲載。

2. 「保育の評価のすすめ」～福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)の更

新を踏まえて～(全国社会福祉協議会/2011年10月28日発行)

定価：1,260円(本体 1,200円)

内容：「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(保育所版)」の更新を踏まえ、保育の質の向上を図るため、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン(自己評価ガイドライン対応版)」を活用して保育現場で自己評価を積極的に進めるための手引書として作成。

\*申込み先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全社協出版部受注センター Ⅱ Ⅲ 049-257-1080 fax 049-257-3111

e-mail:senshakyo-s@shakyo.or.jp



雇児発1028第1号  
平成23年10月28日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係  
省令の整備に関する省令の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令  
(平成23年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。)が別添のとおり  
公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、当局所管に係る  
改正省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、御了知の上、その  
運用に遺憾のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の  
規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律  
の整備に関する法律(平成23年法律第37号。以下「整備法」という。)におい  
て、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条等の改正がなされ、都道府県、  
指定都市、中核市(助産施設、母子生活支援施設又は保育所の場合に限る。)  
及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が児童福祉施設の設備  
及び運営について条例で基準を定めることとされ、また、都道府県等が当該条  
例を定めるに当たって従うべき基準(以下「従うべき基準」という。)及び参  
酌すべき基準(以下「参酌すべき基準」という。)については厚生労働省令で  
定めることとされた。

これに伴い、都道府県等が条例を定める際の基準として、児童福祉施設最  
低基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定を従うべき基準及び参酌すべき基準  
に区分する等、所要の改正を行うこととした。

(注)

- ① 「従うべき基準」とは、「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならぬ基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの」である。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、本省令の「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容されるものである。
- ② 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定))

## 2 改正の概要

- (1) 児童福祉施設最低基準の省令の名称変更等
- 児童福祉法第45条第1項により都道府県等が条例を定める際、同条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「設備運営基準」という。)と称することとし、児童福祉施設最低基準の省令の名称も「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正する。(設備運営基準題名及び第1条第1項)
- なお、児童福祉法第45条第1項により都道府県等が条例で定める基準については、最低基準と称することとする。(設備運営基準第2条)
- (2) 設備運営基準の区分(設備運営基準第1条第1項)
- 児童福祉法第45条第2項に規定する設備運営基準は、従うべき基準及び参酌すべき基準に以下のとおり区分する。

- ・従うべき基準
- ① 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数について、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準として、設備運営基準第1条第1項第1号に定める規定による基準
- ② 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものについて、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準として、設備運営基準第1条第2号に定める規定による基準
- ③ 児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童(助産施設にあっては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定

めるものについて、都道府県等が条例を定めるに当たって従うべき基準として、設備運営基準第1条第1項第3号に定める規定による基準

・参酌すべき基準

設備運営基準第1条第1項第4号に定める規定による基準

(3) 設備運営基準の目的及び向上（設備運営基準第1条第2項及び第3項）

設備運営基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

また、厚生労働大臣は、当該設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

なお、当該設備運営基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設をその対象とするものであるので、御留意いただきたい。

(4) 最低基準の目的及び向上（設備運営基準第2条及び第3条）

児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

また、都道府県等は、当該最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

なお、当該最低基準は、都道府県知事等の監督に属する児童福祉施設をその対象とするものであるので、御留意いただきたい。

(5) 大都市等の特例に関する読替規定（設備運営基準第14条の4）

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第272号）」により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が、平成23年9月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第289号）」により、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）がそれぞれ改正され、指定都市、中核市（助産施設、母子生活支援施設又は保育所の場合に限る。）及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）に条例で最低基準を定める事務が移譲されている。

これを受け、指定都市等の市長の監督に属する児童福祉施設については、これらの市が最低基準を定めることから、この省令の都道府県に関する規定のうち、これらの市に適用すべきものについて所要の読替えを行う。

なお、国立施設及び都道府県立施設については、指定都市等の区域内に施設が存在する場合であっても、指定都市等の市長の監督に属さないことから、指定都市等の条例で定める最低基準は適用されないもので御留意いただきたい。

(6) 改正前の児童福祉施設最低基準の改正附則について

改正前の児童福祉施設最低基準の改正附則の経過措置に関する規定であるが、現在も適用されるべきものについては、その経過措置が、今般の改正により従うべき基準に区分された基準に関するものであるときは、従うべき基準として整理され、参酌すべき基準に区分された基準に関するものであるときは、参酌すべき基準として整理されるものであるが、具体的に以下のとおりであるので、条例を制定する上で御留意いただきたい。

- ・従うべき基準となる改正附則の規定
- ① 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第15号)附則第2条から第5条まで(当局所管施設に係る部分に限る。)
- ② 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項
- ③ 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第29号)附則第2項
- ④ 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)附則第2条、第3条及び第5条(当局所管施設に係る部分に限る。)
- ⑤ 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第110号)附則第2条

・参酌すべき基準となる改正附則の規定

改正附則の経過措置に関する規定のうち、従うべき基準となる規定以外のもの(当局所管施設に係る部分に限る。)

- (7) その他
- ① 設備運営基準第1条については、設備運営基準の趣旨について規定したものであり、都道府県等におかれては、設備運営基準第2条以下を基に条例の制定を行っていただきたい。

② 第32条第1号から第3号における、0歳児及び1歳児の居室面積基準については、子どもの発達段階に応じて乳児室又ははふく室を設けるこ

とを求める趣旨である。具体的には、年齢によらず、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の1人当たり1.65㎡という基準が、子どもが自らの意思でほふくにより動き回ることができる発達段階に至った時点ではほふく室の1人当たり3.3㎡という基準が、それぞれ適用となるものである。各自治体におかれては、同趣旨を踏まえ、条例制定を行っていただくようご留意いただきたい。

③ 特区省令について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）において、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業等の特例が定められているが、この特区省令は、都道府県等が定める条例に対して直接適用されるものではない。

このため、既に特区認定を受けている、若しくは今後特区の認定の申請を予定している都道府県等にあつては、設備運営基準と特区省令の双方を参照し、特区省令の特例を反映できる形で、条例の制定を行っていただくよう御留意いただきたい。

④ 整備法附則第4条の規定に基づき、都道府県等が保育所に係る居室の床面積の基準を定めるに当たっては、以下のとおり、分権省令で定める基準を標準として定める特例措置を設けているので、御留意いただきたい。

ア 特例措置の対象となる地域の基準について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令（平成23年厚生労働省令第102号）により、特例措置の対象となる地域の基準は次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。

(ア) 当該年度の前々年度の4月1日時点において、当該市町村における待機児童の数が100人以上であること。

(イ) 当該年度の前々年の1月1日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること。

イ 特例措置の対象となる期間について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第289号）により、特例措置の対象となる期間については平成27年3月31日までとする

こと。

3 施行期日  
改正省令は、平成24年4月1日から施行する。

【従うべき基準の分類】

■ … 人員配置基準

■ … 床面積基準

■ … 人権侵害防止等基準

■ … 複数類型

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設最低基準

目次

目次

第一章 総則（第一条—第十四条の四）

第二章 助産施設（第十五条—第十八条）

第三章 乳児院（第十九条—第二十五条）

第四章 母子生活支援施設（第二十六条—第三十一条）

第五章 保育所（第三十二条—第三十六条の三）

第六章 児童厚生施設（第三十七条—第四十条）

第七章 児童養護施設（第四十一条—第四十七条）

第八章 知的障害児施設（第四十八条—第五十四条）

第八章の二 知的障害児通園施設（第五十五条—第五十九条）

第九章 盲ろうあ児施設（第六十条—第六十三条）

第九章の二 削除

第九章の三 肢体不自由児施設（第六十八条—第七十一条）

第一章 総則（第一条—第十四条の三）

第二章 助産施設（第十五条—第十八条）

第三章 乳児院（第十九条—第二十五条）

第四章 母子生活支援施設（第二十六条—第三十一条）

第五章 保育所（第三十二条—第三十六条の三）

第六章 児童厚生施設（第三十七条—第四十条）

第七章 児童養護施設（第四十一条—第四十七条）

第八章 知的障害児施設（第四十八条—第五十四条）

第八章の二 知的障害児通園施設（第五十五条—第五十九条）

第九章 盲ろうあ児施設（第六十条—第六十三条）

第九章の二 削除

第九章の三 肢体不自由児施設（第六十八条—第七十一条）





五条、第七十五条の二第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。）、第十九条第一号（寝室及び観察室に係る部分に限る。）、第二号及び第三号、第二十条第一号（乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。）及び第二号、第二十六条第一号（母子室に係る部分に限る。）、第二号（母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。）及び第三号、第三十二条第一号（乳児室及びほく室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第五号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第六号（保育室及び遊戯室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一号（居室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第二号（面積に係る部分に限る。）並びに附則第



応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

施設においていは、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならない。運営を向上せしめなければならない。

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超過して、その設備及び運営を向上せしめなければならないこととする。

第5条 厚生労働大臣は、最低基準を向上せしめようとする旨を各省庁に通知し、その設備又は運営を低下させないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。

第3条 児童福祉施設は、最低基準を超過して、その設備及び運営を向上せしめなければならないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。

第2条 児童福祉施設は、最低基準を超過して、その設備及び運営を向上せしめなければならないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。最低基準を有し、又は運営を有し、又は運営を向上せしめなければならないこととする。

(除)

下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

(上)虐待等の禁止

別取扱いをしてはならない。

社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信

入所した者を平等に取り扱う原則

い。

している者の保護に直接従事する職員については、この限りでな

だ、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所

設置する社会福祉施設及び職員に兼ねることかてきる。

は、必要に応じて当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するこ

(

他の社会福祉施設を併せて設置するべきの設備及び職員の基

機を確保しなければならない。

2 児童福祉施設は、その資質の向上のための研修

の修得、維持及び向上に努めなければならない。

めるそれぞれ施設の設置の目的を達成するために必要な知識及び技能

第七条 二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>けんけん</sup>に法

児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等

際について訓練を受けた者でなければならない。

に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実

健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、

(下)虐待等の禁止

別取扱いをしてはならない。

社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信

入所した者を平等に取り扱う原則

い。

している者の保護に直接従事する職員については、この限りでな

だ、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所

設置する社会福祉施設及び職員に兼ねることかてきる。

は、必要に応じて当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するこ

(

他の社会福祉施設を併せて設置するべきの設備及び職員の基

機を確保しなければならない。

2 児童福祉施設は、その資質の向上のための研修

の修得、維持及び向上に努めなければならない。

めるそれぞれ施設の設置の目的を達成するために必要な知識及び技能

第七条 二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>けんけん</sup>に法

児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等

際について訓練を受けた者でなければならない。

に熱意のある者であつて、児童福祉事業の理論及び実

健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるところに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるところに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

い。な。

年法律第五十六号(に規定する健康診断に準じて行わなければならない)昭和三十三期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三期健康診断及び臨時の健康診断、少くとも一年に二回の入所した者に対し、入所の健康診断、少くとも一年に二回の入所を除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、一、

第二十条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センター)に入所した者及び職員(健康診断)の育成に努めなければならない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力とするときは、この限りでない。

ない。調理由は、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理されたし、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。また、必要に応じて、児童の身体的状況及び嗜好を考慮した

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮した

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むもので行わなければならない。

児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センター)に入所した者及び職員(健康診断)の育成に努めなければならない。

第二十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同

い。な。

年法律第五十六号(に規定する健康診断に準じて行わなければならない)昭和三十三期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三期健康診断及び臨時の健康診断、少くとも一年に二回の入所した者に対し、入所の健康診断、少くとも一年に二回の入所を除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、一、

第二十条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センター)に入所した者及び職員(健康診断)の育成に努めなければならない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力とするときは、この限りでない。

ない。調理由は、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理されたし、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。また、必要に応じて、児童の身体的状況及び嗜好を考慮した

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮した

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むもので行わなければならない。

児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センター)に入所した者及び職員(健康診断)の育成に努めなければならない。

第二十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同



2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならぬ。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならぬ。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中

（秘密保持等）

い。

者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなくてはならぬ。

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している

児童福祉施設に備える帳簿

一 その他施設の管理についての重要事項

二 入所する者の援助に関する事項

事項につき規程を設けなければならない。

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要が

児童福祉施設内部の規程

当該児童に取得させること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を

こと。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備する

児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

金銭とついでに、その他の財産と区分すること。

用によつて生じた収益を含む。以下「条」において「児童に係る

一 当該児童に係る当該金銭及びひりこれに雑するもの（「条」の運

。

を受けた金銭を次に掲げることによる管理しなればならない。

給付金とついでに、その支給を受けたりしたとき、給付金として支払

の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（「条」以下において

（秘密保持等）

い。

者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなくてはならぬ。

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している

児童福祉施設に備える帳簿

一 その他施設の管理についての重要事項

二 入所する者の援助に関する事項

事項につき規程を設けなければならない。

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要が

児童福祉施設内部の規程

当該児童に取得させること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を

こと。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備する

児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

金銭とついでに、その他の財産と区分すること。

用によつて生じた収益を含む。以下「条」において「児童に係る

一 当該児童に係る当該金銭及びひりこれに雑するもの（「条」の運

。

を受けた金銭を次に掲げることによる管理しなればならない。

給付金とついでに、その支給を受けたりしたとき、給付金として支払

の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（「条」以下において

務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

たつては、中核市（市）と「児童福祉法」中核市（市）とを併せて規定する。第二項中「都道府県」は「都道府県」である。「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第三項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第四項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第五項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第六項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第七項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第八項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第九項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。第十項中「都道府県」特定児童福祉施設費の戻しは、「都道府県」中核市（市）と、「都道府県」中核市（市）とを併せて規定する。

(設)

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法  
第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

## 第二章 助産施設

### （種類）

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

## 第二章 助産施設

### （種類）

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

浴室及び便所を設けること。

一 検査室、観察室、診察室、病室、はぶく室、相談室、調理室、とす。

未満を入所させる乳児院を除く。( )の設備の基準は次のとおり

第十九条 乳児院(乳児又は幼児)以下「乳幼児」といふ。( )以下

( )の設備の基準

第三章 乳児院

要するときは、この限りでない。

入所させる手続をなすべからず、急ぎの処置を、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所は、異常分心をおそれ、第二種助産施設の長は、第十八条第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする

する者は、なすべからず。

2 第二種助産施設は、産婦人科の診療に相当の経験を有

人以上の専任又は嘱託の助産師を置かねばならない。

第十七条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、

( )の設備の職員

を有する。

入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させる

( )を入所させる妊産婦

浴室及び便所を設けること。

一 検査室、観察室、診察室、病室、はぶく室、相談室、調理室、とす。

未満を入所させる乳児院を除く。( )の設備の基準は次のとおり

第十九条 乳児院(乳児又は幼児)以下「乳幼児」といふ。( )以下

( )の設備の基準

第三章 乳児院

要するときは、この限りでない。

入所させる手続をなすべからず、急ぎの処置を、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所は、異常分心をおそれ、第二種助産施設の長は、第十八条第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする

する者は、なすべからず。

2 第二種助産施設は、産婦人科の診療に相当の経験を有

人以上の専任又は嘱託の助産師を置かねばならない。

第十七条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、

( )の設備の職員

を有する。

入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させる

( )を入所させる妊産婦

一 寝室の面積は、乳幼児二人につき二・四七平方メートル以上であること。

二 観察室の面積は、乳幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九

一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。

）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かな

二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三 観察室の面積は、乳幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九

一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

(職員)

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。

）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かな

育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保  
置かなければならない。

看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わらるべき者を  
第二十一条 乳幼児十人未満を入所させる乳幼児には、嘱託医、看  
施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる  
ない。

は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければなら  
、乳幼児十人の乳幼児には二人以上、乳幼児が十人を超える場合  
い。以下同じ。(をもちこれに代えることができる。ただし、  
6 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者を  
。上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上(とする  
人に、一人以上、満三歳以上の幼児をおおむね四人につき一人  
人に、一人以上、満二歳以上、満三歳に満たない幼児をおおむね  
7 看護師の数は、乳幼児及び満二歳に満たない幼児をおおむね七  
と認められる者でなければならぬ。

心療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する  
これに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団  
(号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくは  
4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保  
置かなければならない。

看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わらるべき者を  
第二十一条 乳幼児十人未満を入所させる乳幼児には、嘱託医、看  
施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる  
ない。

は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければなら  
、乳幼児十人の乳幼児には二人以上、乳幼児が十人を超える場合  
い。以下同じ。(をもちこれに代えることができる。ただし、  
6 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者を  
。上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上(とする  
人に、一人以上、満三歳以上の幼児をおおむね四人につき一人  
人に、一人以上、満二歳以上、満三歳に満たない幼児をおおむね  
7 看護師の数は、乳幼児及び満二歳に満たない幼児をおおむね七  
と認められる者でなければならぬ。

心療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する  
これに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団  
(号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくは  
4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六



(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七條の二第一項第四号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七條の二第一項第四号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）



(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

#### 第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養

一 医師であつて、精神病保健又は小児保健に関して学識経験を有する能力を有するものなければならぬ。

あつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営の運営に必要知識を習得させるための研修を受けた者該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設に

第二十七条の長の長は、母子生活支援施設の長の各号のいずれかか  
（母子生活支援施設の長の資格等）

及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。  
4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子生活支援員

これと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。また、個人及び集団心理療法の技術の有するもの又は卒業心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部で、

2 心理療法を行う場には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
3 心理療法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
4 少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置

第二十七条 母子生活支援施設には、母子生活支援員（職員）  
（職員）  
医務室及び静養室を設けること。  
室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、

一 医師であつて、精神病保健又は小児保健に関して学識経験を有する能力を有するものなければならぬ。

あつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営の運営に必要知識を習得させるための研修を受けた者該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設に

第二十七条の長の長は、母子生活支援施設の長の各号のいずれかか  
（母子生活支援施設の長の資格等）

及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。  
4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子生活支援員

これと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。また、個人及び集団心理療法の技術の有するもの又は卒業心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部で、

2 心理療法を行う場には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
3 心理療法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
4 少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置

第二十七条 母子生活支援施設には、母子生活支援員（職員）  
（職員）  
医務室及び静養室を設けること。  
室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、

する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」

する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」

ため、入所中の個々の母子やその家庭の状況等を  
第二十九条の母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成する

自立支援計画の策定

ければならない。

その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わな  
言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援に  
状況に於て、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助  
後の生活の安定を図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働  
所させる施設の特性を生かすこと、親子関係の再構築等及び退所  
第二十九条の母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に

生活支援

従事したものの

- 資格を有する者であつて、一年以上児童福祉事業に
- を修了した者を含む。(又は文部科学大臣がこれと同等以上の
- した者)通常の課程によりこれに相当する学校教育
- められた者若しくは通常の課程による二年の学校教育を修了
- 業した者、同法第九十條第二項の規定により大学への入学を認
- 五 学校教育法の規定による高等専門学校若しくは中等教育学校を卒
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 一 保育士の資格を有する者
- 他の養成施設を卒業した者

ため、入所中の個々の母子やその家庭の状況等を  
第二十九条の母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成する  
自立支援計画の策定

ければならない。

その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わな  
言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援に  
状況に於て、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助  
後の生活の安定を図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働  
所させる施設の特性を生かすこと、親子関係の再構築等及び退所  
第二十九条の母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に

生活支援

従事したものの

資格を有する者であつて、一年以上児童福祉事業に

を修了した者を含む。(又は文部科学大臣がこれと同等以上の

した者)通常の課程によりこれに相当する学校教育

められた者若しくは通常の課程による二年の学校教育を修了

業した者、同法第九十條第二項の規定により大学への入学を認

五 学校教育法の規定による高等専門学校若しくは中等教育学校を卒

四 精神保健福祉士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

一 保育士の資格を有する者

他の養成施設を卒業した者

といふ。(の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校での

勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第三十三条第二項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第三十三条第二項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

## 第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。





げる施設又は設備が一以上設けられていること。

三階	二階		階
	常用	避難用	
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定	4 屋外階段	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	施設又は設備 1 屋内階段 2 屋外階段

げる施設又は設備が一以上設けられていること。

三階	二階		階
	常用	避難用	
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定	4 屋外階段	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	施設又は設備 1 屋内階段 2 屋外階段

上 四階以	避難用	<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第一項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第一項各号に規定する構造の屋外階段</p>
		<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
		<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第三項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第三項各号に規定する構造の屋外階段</p>

上 四階以	避難用	<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第一項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第一項各号に規定する構造の屋外階段</p>
		<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
		<p>項各号に規定する構造の屋外階段 建築基準法施行令第二百三十三條第三項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>2 建築基準法施行令第二百三十三條第三項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて

ていなければならない。

与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に應じていることと供給、アレルギーマーチ等で、必要なたんぱく質の量を供給し、幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に適切に食事の提供を有する者とする。

に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

二 調理業務の受託者、当該保育所における給食の趣旨を十分に分かる等、栄養士による必要な配慮が行われること。

一 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所であり、その管理が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果したと認められる者、当該保育所において当該法に定める当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能に必要となる設備を備えるものとする。

第三十条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十

三 保育所の設備の基準の特例

できなければならない。

与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に應じていることと供給、アレルギーマーチ等で、必要なたんぱく質の量を供給し、幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に適切に食事の提供を有する者とする。

に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

二 調理業務の受託者、当該保育所における給食の趣旨を十分に分かる等、栄養士による必要な配慮が行われること。

一 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所であり、その管理が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果したと認められる者、当該保育所において当該法に定める当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能に必要となる設備を備えるものとする。

第三十条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十

三 保育所の設備の基準の特例

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程にに応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定ことも園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第六条第二項に規定する認定ことも園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程にに応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定ことも園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第六条第二項に規定する認定ことも園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

なれるものを除く。( )に關し当該者から利用料の支払を受ける場  
て提供するサービス)当該徴収金を支払う者の選定により提供  
徴収金等」といふ。( )以外に保育所が徴収金に係る児童につい  
前保育等推進法第三十條第四項の保育料(以下「保育料」といふ。以下「  
第三十六條の三 法第五十六條第三項の規定による徴収金及び就学  
(利用料)

行わなければならない。

認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により  
により読み替えられた法第二十四條第三項の規定により当該私立  
る私立認定保育所は、就学前保育等推進法第三十條第二項の規定  
第三十六條の二 就学前保育等推進法第十條第一項第五号に規定す  
(公正な選考)

力を得るよう努めなければならない。

接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協  
第三十六條 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密  
(保護者との連絡)

れを定める。

「( )をその特性とし、その内容について、厚生労働大臣が、  
第三十五條 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う  
(保育の内容)

状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。  
と、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の  
第三十四條 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則

なれるものを除く。( )に關し当該者から利用料の支払を受ける場  
て提供するサービス)当該徴収金を支払う者の選定により提供  
徴収金等」といふ。( )以外に保育所が徴収金に係る児童につい  
前保育等推進法第三十條第四項の保育料(以下「保育料」といふ。以下「  
第三十六條の三 法第五十六條第三項の規定による徴収金及び就学  
(利用料)

行わなければならない。

認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により  
により読み替えられた法第二十四條第三項の規定により当該私立  
る私立認定保育所は、就学前保育等推進法第三十條第二項の規定  
第三十六條の二 就学前保育等推進法第十條第一項第五号に規定す  
(公正な選考)

力を得るよう努めなければならない。

接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協  
第三十六條 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密  
(保護者との連絡)

る指針に従う。

「( )をその特性とし、その内容について、厚生労働大臣が定め  
第三十五條 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う  
(保育の内容)

状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。  
と、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の  
第三十四條 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則

合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第六章 児童厚生施設

### (設備の基準)

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

### (職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了

合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第六章 児童厚生施設

### (設備の基準)

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

### (職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了

する課程を修めて卒業した者

学、芸術学若しくは体育学を専修する学又ははこれらに相当  
二 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会

理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研  
究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

したとにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院  
へ又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得  
学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学

道府県知事(事)が適当と認められた者  
イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理  
学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学

地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都  
道府県知事(事)が適当と認められた者  
六 次のいずれにかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者  
校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学  
校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

資格を有する者と認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に  
を修了した者を含む。(又は文部科学大臣がこれと同等以上の  
した者)通常の課程以外の課程によりこの課程に相当する学校教育

する課程を修めて卒業した者

学、芸術学若しくは体育学を専修する学又ははこれらに相当  
二 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会

理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研  
究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

したとにより、同法第二百二条第一項の規定により大学院  
へ又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得  
学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学

道府県知事(事)が適当と認められた者  
イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理  
学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学  
心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学

地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都  
道府県知事(事)が適当と認められた者  
六 次のいずれにかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者  
校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学  
校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

資格を有する者と認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に  
を修了した者を含む。(又は文部科学大臣がこれと同等以上の  
した者)通常の課程以外の課程によりこの課程に相当する学校教育



(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設

(遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項)

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設

備を設けること。

(職員)

- 第四十一条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設において看護師を置かなければならない。ただし、児童四人以上を入所させる施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設において調理員を置かないこととする。
- 家庭支援専門相談員は、相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第三十二条各号のいずれにかに該当する者でなければならぬ。
- 心理療法を行うには、必要がある児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならない。
- 心理法担当職員は、学校教育法による大学の学部、心理学を専修する学科若しくは個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。また、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。心理学を専修する学科若しくは個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。
- 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこととする。

見おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児見おおむね四人  
児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼  
なればならない。

備を設けること。

(職員)

- 第四十一条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設において看護師を置かなければならない。ただし、児童四人以上を入所させる施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設において調理員を置かないこととする。
- 家庭支援専門相談員は、相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第三十二条各号のいずれにかに該当する者でなければならぬ。
- 心理療法を行うには、必要がある児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならない。
- 心理法担当職員は、学校教育法による大学の学部、心理学を専修する学科若しくは個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。また、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者でなければならぬ。
- 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置くこととする。

見おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児見おおむね四人  
児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼  
なればならない。

につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの  
イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは、  
する課程を修めて卒業した者

六 学校教育若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当  
する課程を修めて卒業した者

たことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入  
学を認められた者

五 学校教育法による大学の学部で、社会福祉学、心理学  
課程を修めて卒業した者

四 学校教育法による大学の学部で、社会福祉学、心理学  
課程を修めて卒業した者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

一 校その他の養成施設を卒業した者

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学  
校

一 児童指導員の資格  
ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない  
児童養護施設の長は、一年以上、二年に一回以上、その資質の向上のため  
る期間に該当する期間を除く。

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは、  
する課程を修めて卒業した者

六 学校教育若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当  
する課程を修めて卒業した者

たことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入  
学を認められた者

五 学校教育法による大学の学部で、社会福祉学、心理学  
課程を修めて卒業した者

四 学校教育法による大学の学部で、社会福祉学、心理学  
課程を修めて卒業した者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

一 校その他の養成施設を卒業した者

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学  
校

一 児童指導員の資格  
ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
の厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない  
児童養護施設の長は、一年以上、二年に一回以上、その資質の向上のため  
る期間に該当する期間を除く。

社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

（養護）

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び

社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

（養護）

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び

れはなからうい。

評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。評価を受ける者により定期的に外部の評価者による業務の質の評価を行うとともに、自ら行う法第四十一条に規定する業務の質の評価等（業務の質の評価等）

し。か。

を勘案して、その自立を支援するため、その計画を策定しなければならぬ。また、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等第四十五条の二児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成す

自立支援計画の策定（定）

い。

応、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。児童養護施設における児童の家庭の状況に

。

必要に応じて行う実習、講習等の支援により行わなければならない。また、児童やその家庭の状況等及び児童の発達を育成するために、児童がその適性、能力等に応じた職業選択児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態

提供等の支援により行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に及び経験を得心して行うべきよう、社会性を養い、かつ、将来自立した生活営むために必要な知識

れはなからうい。

評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。評価を受ける者により定期的に外部の評価者による業務の質の評価を行うとともに、自ら行う法第四十一条に規定する業務の質の評価等（業務の質の評価等）

し。か。

を勘案して、その自立を支援するため、その計画を策定しなければならぬ。また、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等第四十五条の二児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成す

自立支援計画の策定（定）

い。

応、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。児童養護施設における児童の家庭の状況に

。

必要に応じて行う実習、講習等の支援により行わなければならない。また、児童やその家庭の状況等及び児童の発達を育成するために、児童がその適性、能力等に応じた職業選択児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態

提供等の支援により行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に及び経験を得心して行うべきよう、社会性を養い、かつ、将来自立した生活営むために必要な知識

(児童と起居を共にする職員)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章く第九章の四 (略)

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三 男子と女子の居室は、これを別にする事。

四 便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

(児童と起居を共にする職員)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章く第九章の四 (略)

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三 男子と女子の居室は、これを別にする事。

四 便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

情緒障害児短期治療施設の長の資格等

き一人以上とする。

6 児童指導員及び保育士上の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする者でなければならぬ。

4 資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第三十條各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理療法を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したとにより、同法第二百一十條第一項の規定により大学への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、心理学に関する一年以上の集団心理療法を有するものではない。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でないこと。業務の全部を委託する施設であつては、調理員を置かないこと。相談員、栄養士及び調理員を置かなければならぬ。専門員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門員、七十五條情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職

情緒障害児短期治療施設の長の資格等

き一人以上とする。

6 児童指導員及び保育士上の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする者でなければならぬ。

4 資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第三十條各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理療法を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したとにより、同法第二百一十條第一項の規定により大学への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、心理学に関する一年以上の集団心理療法を有するものではない。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でないこと。業務の全部を委託する施設であつては、調理員を置かないこと。相談員、栄養士及び調理員を置かなければならぬ。専門員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門員、七十五條情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職



第七十五条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害

児短期治療施設の運営に必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事

業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限り

第七十五条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害

児短期治療施設の運営に必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事

業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限り

定を準用する。

第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六條の規  
則（児童と起居を共にする職員）

改善を図らなければならぬ。

外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその  
十三條の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に  
第七十六條の三 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四  
業務の質の評価等（業）の質の評価等

なればならぬ。

庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定し  
的を達成するため、個々の児童について、児童をその家  
第七十六條の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目  
自立支援計画の策定（業）

し。かつ、

況に応じて、親子関係の再構築等が図られるように行わなければな  
護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状  
情に児童の短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保  
2 きるようにする（業）

育児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことがで  
導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障  
第七十六條 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指  
（業） 心理療法、生活指導及び家庭環境の調整

し。かつ、

定を準用する。

第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六條の規  
則（児童と起居を共にする職員）

改善を図らなければならぬ。

外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその  
十三條の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に  
第七十六條の三 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四  
業務の質の評価等（業）の質の評価等

なればならぬ。

庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定し  
的を達成するため、個々の児童について、児童をその家  
第七十六條の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目  
自立支援計画の策定（業）

し。かつ、

況に応じて、親子関係の再構築等が図られるように行わなければな  
護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状  
情に児童の短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保  
2 きるようにする（業）

育児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことがで  
導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障  
第七十六條 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指  
（業） 心理療法、生活指導及び家庭環境の調整

し。かつ、

(関係機関との連携)

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条(第二号)ただし書を除く。の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全

(関係機関との連携)

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条(第二号)ただし書を除く。の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全

養成所」といふ。( )が行う児童自立支援施設の運営に関し必要なら  
 (第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所)以下  
 一、か、厚生労働省組織規則)平成十三年厚生労働省令第一号  
 第八十一条児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかにか  
 当該児童自立支援施設の長の資格等)  
 八ね児童五人以上とす。  
 六 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお  
 なければならぬ。  
 五 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置か  
 なければならぬ。  
 四 集団心理療法の技術の有し、かつ心理療法に関する一年以上の  
 規定により大学院へ入学を認められた者であつて、個人及び  
 の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項  
 した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目  
 心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業  
 心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部の学部に、  
 心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部の学部に、  
 法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
 三 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療  
 法を行はばならぬ。  
 二 上従事した者又は法第三十一条第二項各号のいずれかにか該当する者  
 資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以  
 上従事した者又は法第三十一条第二項各号のいずれかにか該当する者  
 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の  
 部を委託する施設にあつては、調理員を置かなければならぬ。

養成所」といふ。( )が行う児童自立支援施設の運営に関し必要なら  
 (第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所)以下  
 一、か、厚生労働省組織規則)平成十三年厚生労働省令第一号  
 第八十一条児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかにか  
 当該児童自立支援施設の長の資格等)  
 八ね児童五人以上とす。  
 六 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお  
 なければならぬ。  
 五 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置か  
 なければならぬ。  
 四 集団心理療法の技術の有し、かつ心理療法に関する一年以上の  
 規定により大学院へ入学を認められた者であつて、個人及び  
 の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項  
 した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目  
 心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業  
 心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部の学部に、  
 心理学法担当職員は、学校教育法による大学の学部の学部に、  
 法を行う場合には、心理法担当職員を置かなければならぬ。  
 三 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療  
 法を行はばならぬ。  
 二 上従事した者又は法第三十一条第二項各号のいずれかにか該当する者  
 資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以  
 上従事した者又は法第三十一条第二項各号のいずれかにか該当する者  
 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の  
 部を委託する施設にあつては、調理員を置かなければならぬ。

知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない

知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない

社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは

六 期間の合計が二年以上であるもの

事業に従事したも又は前条第一項第四号から八までに掲げる課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援する課程を修めたる者であつて、一年以上児童自立支援する課程を専修しは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理

から八まで掲げる期間の合計が二年以上であるもの  
以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第一項第四号入の規定により大学院への入学を認められた者であつて、二項の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の単位を優秀な成績で修得した者又は社会学若しくは社会学に関する科目で、社会学福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目とする課程を修めて卒業した者又は社会学若しくは社会学の学位に相当する課程を専修しは社会学を専修する学科又はこれらに相当

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理

- 一 校その他の養成施設を卒業した者
- 二 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 医師であつて、精神保健に関する学識経験を有する者

第二十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当す

（児童自立支援専門員の資格）

社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは

六 期間の合計が二年以上であるもの

事業に従事したも又は前条第一項第四号から八までに掲げる課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援する課程を修めたる者であつて、一年以上児童自立支援する課程を専修しは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理

から八まで掲げる期間の合計が二年以上であるもの  
以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第一項第四号入の規定により大学院への入学を認められた者であつて、二項の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の単位を優秀な成績で修得した者又は社会学若しくは社会学に関する科目で、社会学福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目とする課程を修めて卒業した者又は社会学を専修する学科又はこれらに相当

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理

- 一 校その他の養成施設を卒業した者
- 二 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 医師であつて、精神保健に関する学識経験を有する者

第二十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当す

（児童自立支援専門員の資格）

した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものと又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものと又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものと又は三年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、

した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものと又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものと又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものと又は三年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、

第八十六條 削除  
これになんか  
い。

児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と同居を共にさせなければならぬ。

第八十五條 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童(児童と同居を共にする職員)

なればならぬ。

よる評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図らる評価を受ける、定期的に外部の者に規定する業務の質の評価を行うこと、定期的に外部の者に規定する業務の質の評価を行うこと、児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四條(業務の質の評価等)

なればならぬ。

況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならぬ。

成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況

第八十四條の長は、前條第一項の目的を達

(定) 自立支援計画の策定

第二項を除く。(の) 規定を準用する。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五條

い。

準用する。ただし、学科指導を行わぬ場合にあつては、この限り

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を

的として行われなければならない。

健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援するものとして、自立した社会人として

第八十六條 削除  
これになんか  
い。

児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と同居を共にさせなければならぬ。

第八十五條 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童(児童と同居を共にする職員)

なればならぬ。

よる評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図らる評価を受ける、定期的に外部の者に規定する業務の質の評価を行うこと、定期的に外部の者に規定する業務の質の評価を行うこと、児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四條(業務の質の評価等)

なればならぬ。

況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならぬ。

成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況

第八十四條の長は、前條第一項の目的を達

(定) 自立支援計画の策定

第二項を除く。(の) 規定を準用する。

3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五條

い。

準用する。ただし、学科指導を行わぬ場合にあつては、この限り

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を

的として行われなければならない。

健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援するものとして、自立した社会人として



(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十一章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

(職員)

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨

(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十一章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

(職員)

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨



第九十一条 この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和二十七年十二月三十一日まで、なおその業務に従事することができる。

2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の情況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難いときは、当該児童福祉施設は、昭和二十四年十二月三十一日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から六月の間は、その設備及び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。

第九十二条 この省令施行の際、現に存する保育所であつて、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難い事情があるときは、この省令施行後六月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。

2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。

3 前項の進達を受けとつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会

第九十一条 この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和二十七年十二月三十一日まで、なおその業務に従事することができる。

2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の情況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難いときは、当該児童福祉施設は、昭和二十四年十二月三十一日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から六月の間は、その設備及び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。

第九十二条 この省令施行の際、現に存する保育所であつて、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難い事情があるときは、この省令施行後六月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。

2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。

3 前項の進達を受けとつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会

2 学級以上	3 2 2 0 1 1 + 0 0 1 1 × 0 0 1 1 × 0 0 1 1 平方
1 学級	1 8 0 0 平方
学級数	面積

とみてゐる。

あるときは、当分の間、第三十二条第八号の規定を適用しないこと  
 学級数の区分に応じて、それぞれ回表の下欄に掲げる面積以上で  
 遊戯室その他の施設に備へた面積を除く。(か) 次の表の上欄に掲げる  
 満二歳以上満三歳に満ちない幼児の保育に供する保育室、遊  
 育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設に備へた面積及び  
 該幼児連携施設(園舎の面積) 乳児又は満二歳に満ちない幼児  
 幼児連携保育所という。(イ) 保育室又は遊戯室については、特例  
 に設置し、又は移転させる場合における該保育所以下「特例  
 施設」に限る。(ロ) 幼児連携施設を構成する保育所を新た  
 の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認めら  
 れるものに限る。(ハ) 幼児連携施設を構成する保育所を新た  
 満二歳未満の幼児の保育に供する期間に設置後相対した幼稚園(そ  
 満二歳未満の幼児の保育に供する期間に設置後相対した幼稚園)を

第九十四条 就学前保育等推進法第二項各号に掲げる要件を

て、保育士とみなす。

第九十三条 児童福祉法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第  
 百三十五号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一

2 学級以上	3 2 2 0 1 1 + 0 0 1 1 × 0 0 1 1 × 0 0 1 1 平方
1 学級	1 8 0 0 平方
学級数	面積

とみてゐる。

あるときは、当分の間、第三十二条第六号の規定を適用しないこと  
 学級数の区分に応じて、それぞれ回表の下欄に掲げる面積以上で  
 遊戯室その他の施設に備へた面積を除く。(か) 次の表の上欄に掲げる  
 満二歳以上満三歳に満ちない幼児の保育に供する保育室、遊  
 育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設に備へた面積及び  
 該幼児連携施設(園舎の面積) 乳児又は満二歳に満ちない幼児  
 幼児連携保育所という。(イ) 保育室又は遊戯室については、特例  
 に設置し、又は移転させる場合における該保育所以下「特例  
 施設」に限る。(ロ) 幼児連携施設を構成する保育所を新た  
 の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認めら  
 れるものに限る。(ハ) 幼児連携施設を構成する保育所を新た  
 満二歳未満の幼児の保育に供する期間に設置後相対した幼稚園(そ  
 満二歳未満の幼児の保育に供する期間に設置後相対した幼稚園)を

第九十四条 就学前保育等推進法第二項各号に掲げる要件を

て、保育士とみなす。

第九十三条 児童福祉法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第  
 百三十五号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一  
 百三十五号(号)附則第五条に規定する者については、同法附則第一

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル

3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十二条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル
3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル

3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十二条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認

幼稚園の」と読み替へるものとする。

保育所の「とあるのは、当該保育所と幼保連携施設を構成する保育所において、第三項中当該特例幼保連携園を新たに設置し、又は移させる場合において、第三項中当該保育所に認められるものに限る。(と幼保連携施設を構成するよう幼稚園)その運営の美観その他により適正な運営が確保されている要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保

ONK

6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第三条第二項各号に掲げ

を。した日か三年とする。

5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承

5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承

ONK

雇児保発1028第1号  
平成23年10月28日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について

本日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」（平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が発出され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第1号から第3号に規定する保育所に関する基準の解釈が示されたところであるが、この取扱いについては下記の事項に留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

#### 一 新たに保育所の設置認可を行う場合における、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いについて

新規に保育所の設置認可を行う場合にあつては、当該保育所における0歳児及び1歳児の定員のうち、ほふくをしない子どもと、ほふくをする子ども（立ち歩きをはじめた子どもを含む。以下同じ。）の内訳（見込み）に基づき、ほふくをしない子どもに対しては乳児室を、ほふくをする子どもに対してはほふ

室を確保できるよう、審査すること。乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に留意しつつ、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡の面積を確保するよう、審査すること。

なお、ほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳（見込み）については、下記の事項に留意されたい。

(一) 一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること。

(二) 一般に、0歳児にあつても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられること。

二 設置後の保育所（既存の施設を含む。）の指導監督を行う場合における、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱い

設置後の保育所の指導監督を行う場合においては、指導監督を行う時点において、当該保育所で保育する0歳児及び1歳児のうち、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡が確保されるよう、指導監督を行うこと。

三 既設の保育所で、面積基準に抵触している場合の取扱い

既設の保育所で、上記の留意事項に照らして面積基準に抵触している場合については、既に当該保育所に入所している子どもが不利益にならないよう留意しつつ、できるだけ速やかに、面積基準を満たすよう指導されたい。

なお、上記の面積基準に抵触している場合の対処については、例えば下記のような方法が考えられる。

- (一) 当該保育所の定員を調整する
- (二) 当該保育所内の部屋割りを調整する。



No. 11-17

2011. 11. 25

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆基本制度WT(第16回)が開催される◆

～待機児童解消と幼保一体化実現に乖離した当日の制度設計案提示に対し、

### 全保協から反対意見を表明～

11月24日(木)、「子ども・子育て新システム 検討会議 第16回基本制度ワーキングチーム(以下、WT)」が開催されました。

全国保育協議会として、よりよい制度を目指した新システムの構築自体には反対していないものの、新システムがめざしたものと逆行する事態への異議を唱えました。

委員として参画している菊池繁信副会長からは「基本制度案要綱ならびに中間とりまとめが本来めざしていた方向性を見失わず、その基本的な考え方に立ち返ったブレのない議論を。」と発言し、とくに、こども園に移行する幼稚園への私学助成継続に関する再考と、保育所運営費の廃止・一般財源化への反対を表明しました。

これに対し、園田内閣府政務官からは、「ご指摘を重く受け止めたい。国の責任で子育てをする原則にたって、(幼保)一体化を目指して制度設計をする議論の積み上げにブレは無い。」と発言がありました。加えて、11月16日に各新聞等で報道のあった、保育所運営費の廃止・一般財源化については、政府公式見解として否定がなされました。

本会では、11月22日に緊急の常任協議員会を開催し、これまでの検討経緯を覆す制度設計・検討の方向に了解をしがたいことを確認して、当日のWTに臨みました。

これまでも組織的な意見集約の手続きを踏んでいることをふまえ、組織として納得できる状況に至らない場合は、次回WT(12月6日開催予定)への不参加も含めた対応をはかるべく、今後も事態の注視と情報収集ならびに各方面への働きかけにあたります。

また、12月15日には緊急の協議員総会を開催し、同日の「全国保育組織正副会長等会議」

も含めて、組織的な対応を進めます。

会員保育所の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

※当日のWT議事概要は下記のとおりです。

配布資料ならびに協議の映像配信は、内閣府 少子化対策ホームページからご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：全保協事務局、敬称略）

**(1)園田座長あいさつ**

本日は、幼保一体化ワーキングチーム（以下、WT）の委員の方も参加いただいている。

4つ分けて、議論を進めたい。(1)費用負担と、子ども・子育て包括交付金、(2)企業参入、(3)児童福祉法24条との整理、市町村の関与、(4)ワーク・ライフ・バランス、の分類としたい。

**(2)委員異動の紹介**

**(3)出欠状況・資料の確認**

**(4)意見交換の概要**

●事務局より、資料1～13について一括して説明

**○委員意見**

**坂崎委員(日本保育協会)**

11月16日の新聞各紙一面に、保育所運営費に関する一般財源化の記事が掲載された。誠に残念な内容である。国の責任が放棄されることは、断じて認められない。事実関係を明らかにしていただきたい。

**園田内閣府政務官**

報道については遺憾である。これまでの議論の中でそういった方向性はなかった。政府の公式見解として保育所運営費の一般財源化は考えていない。

**柏女委員(淑徳大学教授)**

これまで、福祉の機能と質の向上に着目した機関補助について提言してきた。利用者の特性に配慮したものと、処遇向上や研修強化等といった保育の質の向上につながる機関補助である。現行の民改費も含めて、今後も大事に取り扱ってほしい。

新システムで教員委員会の関与がなされるが、そのことで施設の画一化とならないよう配慮が必要である。

それぞれの特性はあれど、施設種別や運営主体で教育・保育の質に格差が出ない仕組みを設けることが必要である。

幼保一体化は、地域の子どもを親の事情で分断しないということが基本理念であった。その視点からの議論が必要である。

### 清原委員(全国市長会)

市町村との新システムに関する丁寧な議論をいただきたい。

費用負担に関して、これまでの検討において市町村中心にとの仕組みにあらためていただいている。必要なサービスや給付を実施するにはそのための財源確保が必要。子ども手当は、子ども・子育て包括交付金から除外いただきたい。こども園給付と地域型保育給付は市町村の裁量も含めて検討いただきたい。交付金がこども園給付へ偏る恐れもあり、十分な財源を確保いただきたい。

利用者負担を応能負担とするのは妥当である。標準時間のみ利用と長時間利用でのバランスのある負担としていただきたい。所得の確実な補足には、市町村での事務量削減の点からも共通番号制が有用である。

イコールフットィングについて、多様な主体の参入で量的拡大をすることは良いことである。一方で、第三者評価の義務付けや子ども・子育て会議によって質の向上をあわせてはかるべきである。

保育園に入所するに直接契約となるが、市町村は質の担保を前提にして総合的にマネジメントし、利用の担保を図っていく。社会的養護や障害児に関するあっせん及び措置についても、これまで以上の対応が図られることを利用者や住民へしっかり伝えていきたい。契約時の広域的な調整については、契約約款への関与が必要と考える。保育料徴収は、新システムで仕組みが変更となり、滞納リスクが発生するが、市町村の関与でそのリスクを減らしたい。また、事業者の負担も減らしたい。

認可と指定について、たとえば申立制度などの市町村の関与が必要である。

1歳以上に対する事業は充実拡大する一方、0歳児については育児休業の拡大で、親と関わる時間を増やすとの考えを持っている。

### 渡邊委員(全国町村会)

費用負担に関し、子ども手当の議論を前提として資料を作っているとの説明があった。国と地方の協議の場で裁量余地のない給付は国が全額賄うべきと主張している。年少扶養控除廃止分の5,050億円を子ども手当に繰入れよと小宮山厚労大臣は発言したが、到底受け入れられない。妥協案として9,800億円の地方を負担を求めてきたが、年少扶養控除は市町村の一般財源である。

保育所運営費の一般財源化について、地方の裁量拡大としてその方向は分からないわけでもないが、実施主体たる市町村が、事業者や関係団体との信頼関係のもとに実施・運営をするうえで、脆弱な市町村財政でその部分の保障ができるのか。慎重な方向が必要である。決められた手続きを踏まず、新聞報道等を先行して国民的議論に誘導しないでいただきたい。

### 尾崎委員(全国知事会)

子ども手当について、11月7日に小宮山厚労大臣が発言された。法定の会議の場でないところで、国・地方の負担を1:1と示したことは残念である。年少扶養控除分をそのまま充当するのは認められない。国と地方の協議の場を経てからと申しあげているのにそのようになっている。年少扶養控除部分は地方固有の収入である。

子育てに資するお金の付け方とは、市町村の裁量なしなのか、市町村に裁量があって地域の実情に合わせて運営・実施するのか、地域主権の視点からいえば後者である。国と地方それぞれの

主張の整合をふまえて制度案を示してほしい。

子ども・子育て包括交付金は、義務的な性格が強いものとそうでないものに区分すべきである。子どものための財源を充実して確保することに異論はない。市町村事業は、包括交付金から除外すべきである。

国の基準と地方の裁量について、子育て施策を充実したいという点では一致している。ただし、待機児童のいる地域と過疎地域では、それぞれ実情は異なる。過疎地域でも子育て環境を確保する施策の展開をもって充実を図る。ナショナルミニマムと一律の基準をというものは別のものである。一律の基準を順守するために、施設の統廃合をせねばならないこともある。すべての基準を廃止せよとは言わない。参酌すべき基準の割合を増やせということである。

今後のWTの進め方として、課題が多岐にわたって残っており、年内のまとめには不安がある。ぜひとも、中間とりまとめにある実施主体たる市町村を含め、国と地方の協議の場での丁寧な協議を持っていただきたい。

### 山縣委員(大阪市立大学)

就学前の子どもの福祉と教育という所期の目的達成について考えたい。幼稚園へ私学助成継続ということで動く、市町村の新システム事業計画は動かしにくくなる。事業者の都合や利益ではなく、今後の議論を進めるべきである。財源確保をしたうえでの一元化と質の向上が必要である。

社会福祉法人と学校法人のイコール性が失われつつある。未来の運営に反するディスイコールフットィングはおかしい。幼稚園の既存制度を生かすことは、新システムの指定を受けない幼稚園・指定を受ける幼稚園・総合施設の3つに分断することになり、1年前に提示されたうちの第5案のように見える。大学付属の幼稚園にあって先進的实践や教員育成の点からの条件向上はまだしも、今後、幼稚園が減っていく中で総合施設は増加するのであるから、就学前の子どもへの実験的意味合いは量的にも質的にも総合施設が務めるものとする。少なくとも、国立施設は主体的に総合施設に展開されるべきで、その意義がある。

今後の検討にあたっては、「元幼稚園」「元保育園」といったものを超えた積極的支援が求められる。

### 普光院委員(保育園を考える親の会)

前回の議論の継続として、子ども・子育て会議は設置を義務付けとし、子どもの代弁をする方が参画できるようにすべきである。

応能負担の方向は是と考える。

上乘せ徴収には違和感がある。禁止もしくは制限を課すべきであり、長時間利用の方が半強制的に負担せざるを得なくなることが想定される。

鹿屋体育大学の児童 15,000 人を対象とした調査では、特別な運動指導をしていない子どものほうが運動能力が高いという結果がある。子どもを主体とした子どもどうしの関わりのほうが良い結果となっている。時間で区切りをつけてその部分をお金で売るというミスリードはあってはならない。

私学助成の継続について、働いていない保護者の預かり保育部分については理解もできるが、その他に何があるのかわかりにくい。こども園にならない園への私学助成が入るなら、上乘せ徴

収を認める意味はない。

公立保育所の一般財源化でもしかり、市町村の脆弱な財政基盤もあって、悪い結果になることは見えている。国の基準とそれを担保する財源があったからこそ全国津々浦々に同じレベルの園が存在してきた。

イコールフットイングにおいて、他事業への資金の流入や配当は、真つ当なルール設定や制限がされるべきである。国民の税金を子どものためにとして、せつかくの公費投入が子どもに使われるようにするべきである。

情報開示においては、正規・非正規職員の項目も示されるべきである。

市町村の責務について、これまでの 5 つの項目整理では、何の責任があるのかわかりにくい。児童福祉法 24 条の代わりとなる条文は、明確に整理したうえで 5 つの責務を示すべきである。市町村の主体性や責任感を後退させないようにすべきである。指導監督に関し、市町村直営の窓口を設けて利用者や地域からの声を聴けるような仕組みが必要である。

### 菅原委員(全国私立保育園連盟)

児童福祉法 24 条に関し、いままで規定されていた内容を含めて整理されたのは評価する。学校教育と保育保障の両面について安堵感が出るものである。

子ども・子育て包括交付金に関し、一般財源化との報道は憤りを感じた。

給付の設計に公立保育所を含んでもらえたのはありがたいこと。平成 17 年の公立保育所一般財源化がどういう影響を及ぼしたかといえば、運営費部分が子どもにどう使われているか曖昧で、市町村の責任もあいまいになった。また、公立施設の非正規職員割合が 60% やら 80% となったり、保育士の年収が 200 万円という調査もある。保育士人材が確保できないのは、保育士が将来の見通しを立てられないので職業として選ばないことによるものである。子ども・子育て包括交付金は、きちんと子どものために回る方向で制度設計をしていただきたい。

利用者負担について、低所得者への配慮と現行の水準をふまえた応能負担とされたことに安心している。費用設定に関する時間の考え方は、保育所 8 時間、短時間は 4 時間を基本に検討いただきたい。長時間利用や夜間利用は現行制度でも応益性があるのでそこはふまえていただきたい。ワーク・ライフ・バランスを含めて長時間への財政負担は考えるべきである。

幼稚園への私学助成に関し、資料を見ると、こども園給付・上乗せ徴収・私学助成がどのように給付されるのか心配である。中間とりまとめまでは論理的な話で進んでいた。なのに、今回は論理性を欠くものとなった。こども園の指定を受けずに幼稚園に残ったところについて、論理的に整理されるようにしていただきたい。上乗せ徴収に加えて、さらに建学の精神に対する私学助成というものはあり得ない。

### 菊池委員(全国保育協議会)

先ほど一般財源化について何人かの方が発言され、座長からもそういうことはないと言われ、安心したと申しあげたいところだが、これは 1 年前にも同じ話が出たことである。

私は昨年 12 月 6 日の WT でこのことを申しあげ、これは本来めざした方向と逆方向であり、二度とこの話が出てこないようにしてほしいとお願いしたが、また出てきたということは、完全に払しょくされたという安心感を持ちえない。これは毎年出てきており、おとしも出た話である。そういうことからすると、この件について、新システムの議論の最中にこういうことを二度

と出さないでほしい。これはまったく逆の方向の話で、矛盾する話である。それはこの場で払拭させていただきたい。

それから、これはあくまでも原理原則の話だが、「中間とりまとめ」ではこれまで基本制度案要綱をベースにして議論してきて、その到達点と記してあった。今後もこれをベースとして議論していくということを、お願いして書き込んでいただいた。これをベースに我々はここに関わってきた。

我々全保協は、新システム構築に反対しているわけではない。

最初の会合の時に言ったが、我々20,000の会員が一枚岩で同じ意見に統一されている訳ではなく、いろんな意見がある中で理解を求めて、そのうえで、これがいい形で誕生することを願って関わってきた。

ところが、今回、私学助成の話がこの段に及んで出てきて、どこを向いているのか、本来は一体化をめざしていたのではないかという点で非常に大きな疑念を持った。「中間とりまとめ」では4つの類型ですすむというイメージになっており、それについては一応我々も了解し、ただこれについては政策誘導が伴うということであり、一体化をめざすという方向が残っていたので、ひとつの経過措置としてやむをえないと判断し、我々も納得したところである。

ところが、私学助成が残るということは一体化が危うくなったと言わざるをえず、めざしていた方向とはかなり乖離してきたという思いを持っている。そういう意味では、基本的な考え方に今一度立ち戻って整理してほしい。私どもは「中間とりまとめ」が出たあとで、緊急の総会を開催し、さまざまな意見、厳しい意見もあったが、会長の指導力でもって一応これまでの流れについては了承したというかたちになった。今後も、基本制度案要綱でうたわれたことをよりよい形にしていくよう、これまでのように参画していこうととりつけた。ところが、今回のような私学助成や一般財源化の話が出てくると、私どもが会員に対して説明がつかない状況が出ている。

基本制度案要綱が何をめざしていたのか、それぞれの立場で発言されるのは結構だが、めざしたものは何なのか、それを見失ってはいけない。それがぶれてきている。政務の皆さんも事務局もしっかりと、そこを見失わないようにしっかりと最後までやり遂げていただきたい。

一昨日の緊急役員会でも厳しい意見が出てきており、この検討の場に関わり続けるべきかどうかという意見も出ていた。来月の総会においても相当厳しい意見が出るだろう。本来めざしたものでいくのであれば会員へ理解を求めたいが、本来めざしたものと乖離してくるとそのあたり説明すらできない。私学助成の問題については再考をお願いしたい。

## 園田内閣府政務官

ご指摘は重く受け止める。

今日示したものはたたき台であり、今日の議論を含めて検討いたしたい。

原則と例外がある中で、原則は国の責任で子育てをすることである。一体化を目指して制度設計をするという議論の積み上げをしてきたことにブレはない。いろいろな部分の制度設計は、さまざまな意見や法的構成の整理をふまえて行う。腰を据えて努力をいたしたい。

## 古渡委員(全国認定こども園協会)

福島県では震災後、年少人口の減少が進む一方、私立保育園の定員充足率が高くなってきている。一方で幼稚園の定員充足率は低く、このままでは幼稚園は生き残れない状況。福島県の行政

は、除染に追われて子どもへの取り組みは進んでいない現状もある。

#### 岡本委員(日本労働組合総連合会)

子ども・子育て支援事業(市町村事業)について、公費投入とする以上、法律上の根拠や基準を設けることが望ましい。放課後児童クラブは、イメージ2の案とし、法的根拠と基準を定め、それをふまえた公費投入をすべきである。施設としての位置づけが明確でなく、ガイドラインにも法的拘束力がないことを解消すべきである。

市町村の関与について、支援を必要とする子どもが排除されないよう重層的な事務局提案を支持したい。ただし、措置は当事者の任意性排除であり権限が高いため、虐待事例以外の対応をどうするのが難しいと考える。市町村実務を担保し、子どもの権利保障をするには、斡旋・調整・要請の権限を市町村に付与すべきである。

こども園の指定・認可は、市町村に持たすべきである。

ワーク・ライフ・バランスについては、その推進を新システムの中で位置づけるべきである。

#### 木幡委員(フジテレビジョン)

利用者の視点から民間参入について申しあげたい。

夫婦ともに働きながら子育てをするのが、普通のスタイルとなっている。そういう夫婦が子どもを預けられないというのはそもそもおかしい。

保育は公共性が高いから民間参入は駄目と言われるが、あずけられないのはもっと深刻な問題である。このことは何十年も解消されていない。頼んでも民間の力を借りないといけない状況ではないか。ただし、単に増やすというのではなく、これまでの仕組みで対応できていない部分を新たな知恵を入れながら対応していくということである。

民間参入へ最初の段階から厳しい要件を課すのは疑問がある。利用者は、インターネットでのコミュニティなどによって、ダメな園を選ばないという行動をとる。自然な淘汰が起こる。資料では、株式会社の参入を例外としているが、認可・無認可のように言葉だけでマイナスイメージがつくことは避けるべきである。

第三者評価の義務付けを行いながら、量的拡大と質の向上を実現するのに加えて、情報公開が重要である。

新システムの中で、コスト意識を喚起しなくてもよいという記載は疑問である。先を見て、本当にそうなのか。柔軟に対応していくことが必要ではないか。

12時から20時というフルタイム就業の方もいる。そのような時間に対応する柔軟性が必要。料金の支払いのパターン化で柔軟なサービススタイルが阻害されないよう、フレキシブルな対応が必要。費用が多少高くても、フレキシブルなサービスを求める人もいる。

こども家庭省創設による一本化は必要。同じ年齢を扱う事業なのに、省庁が異なることは疑問である。

#### 田中委員(日本商工会議所)

費用負担に関し、すべて公費負担にすべきである。

国と地方は経路であって負担はしていない。もともとは企業と個人が負担したものである。社会保障費が増えることで、企業の負担が増え、海外移転にもつながる。中小企業は労働分配率が

9割であり、企業負担の拡大は雇用悪化へとつながる。

ワーク・ライフ・バランスについては、現行の行動計画が期限規定でもあり、その効果を検証したうえで対応を図るべきである。ただし、中小企業にこれを当てはめるのは難しいと考える。

#### 山口委員(日本子ども育成協議会)

総合施設への株式会社の参入について、参入段階で資料に示された6項目(※:事務局整理)で質の担保が図られるものである。

- (※) ①基準に適合する施設・設備または資金、経営に必要な財産を有すること、②経営を担当する役員が必要な知識と経験を有すること、③経営を担当する役員が社会的信望を有すること、④業務状況書類等を作成し、請求に応じて閲覧させること、⑤経営に係る経理を他の経理と分離すること、⑥施設総合会計からの資金流出を制限すること

参入後も縛られることもあり、なぜ例外扱いなのか。地域の実情を盾に、これまでと何も変わらないこととならないか。

個人立幼稚園は存在するのに、学校教育法があるから株式会社は参入できないとは60年前のものとは変わっていない。参入段階で縛るのではなく、その後の監査や監督で質を追求すべきであり、事業者の切磋琢磨で選ばれたものが残るべき。需給調整が恣意的になることは払拭できない。事業者の努力のもとに人気が出る保育園があっても、一律定員20%減少などということは認められない。国の厳格な基準で運用が図られるとともに、不服調整機関の設置をすべきである。

指定制に入らない施設、一時保育や夜間保育などを20万人が利用している。ここにも公費が入るように制度設計をされたい。

指定制において、指定基準に最低基準を適用する場合、とくに資格要件を厳格化すると人材の確保ができず、待機児童への対応云々ではなくなってしまう。

#### 両角委員(明治学院大学)

新システムでは、市町村が負うべき義務や責務を具体的に明記すべきである。また、子ども・子育て会議の市町村への設置義務付けをすべきである。

待機児童が多い市町村は調整義務を負うべきであり、市町村が裁量をもつ前提として義務を負ったうえでの裁量を明らかにすべきでもある。

ワーク・ライフ・バランスは、新システム法の中に位置づけるという案に賛成である。

なお、新システムの移行時に利用者の混乱を少なくするため、申し込み手続きの方法や、多様性が想定される選考基準、契約のわかりにくさを解消する手だてが必要である。そのため、利用申し込みの窓口は移行時に急いで設定するのではなく、当面は市町村がその対応にあたり、その後、子ども・子育て会議で十分な検討のうえで決定するなどしてはどうか。拙速な対応は混乱を招く。

#### 宮島委員(日本テレビ放送網)

税と社会保障の一体改革でお金の流れが変わる。子育てに関わっていない人にも、新システム導入の甲斐があったとわかってもらわねばならない。そうでないと、次のお金は全く来なくなる。

事業主体によらず、イコールフットイングで参入を増やし、一体化に向けたインセンティブをという方向であったはず。私学助成の継続は、昨年示された第5案であり、逆インセンティブと



なる。

安心の受け皿として、新システムの中で認証保育所や横浜型保育所をどう扱うかの整理が必要。質の基準を下げることは将来にわたっても認められない。しかし、現在のところ基準を満たしていない施設が切り捨てられないようにしなければならない。では、新システム発動時、基準を満たしていない施設への地域の実情に拠る運用のあり方があっていいのではないか。具体的には、経過期間を設けてこども園へ移行を図るということだ。

先取りプロジェクトの中で、資格要件を下げて対応したことがある。時限を区切って、全体の底上げへ向かえるような弾力的運用が図られるべきである。

新システムは、利用者へ向こうというニーズへの対応という視点があつたはず。需給調整は原則として利用者の選択によるべきで、指定更新の拒否は伝家の宝刀とすべき。その意味で、地域の子ども・子育て会議が重要となる。まだ利用していない住民や、参入していない事業、さらには不当な扱いを受けた利用者のも言う場としても位置付けるべき。すべての利用者の利益となるような取り組みが必要。

#### **北條委員(全日本私立幼稚園連合会)**

この場で幼保一体化 WT の委員から意見を聞くのは当然必要だが、幼保一体化 WT を再開するのが丁寧な進め方と思う。

1日の会議の中で、13もの資料を示し、説明も短い時間で行うというのも丁寧ではない。

新システムは、教育と保育を一体的にということに向けて行ってきたはず。幼稚園ではすでに行っていることだから違和感があるし、保育園側もそう思っている。学校教育法の教育ならびに児童福祉法の保育と総合施設が定義づけされたが、そうではない従来の取り組みが幼稚園・保育園それぞれにある。当初、就労に関わらず預かり保育も児童福祉法上に位置づける方向で整理されようとしていたが、その案が消えて、今般の私学助成の継続につながった。

子ども手当について、地方は新システムから除くべきと言われている。

現物だろうが現金だろうが、1人当たりという個人給付の性質は変わらず、所得制限があっても就労の有無によって個人給付の有無というのはいない。

公立と私立で平等性の担保というが、本当にそうなのか。認定を受けた「元 私立幼稚園」「元 公立幼稚園」「元 私立保育園」「元 公立保育園」それぞれの単位時間当たりの費用は同じなのか。

病児・休日・夜間保育の拡大は、子どもの最善の利益に反するのではないか。ワーク・ライフ・バランスの視点からも13時間保育ではなく、8時間保育をめざすべき。

#### **駒村委員(慶應義塾大学)**

事業主抛出について、厚生年金ルートとするのは一つの案である。個人事業主と非正規労働者への拡大をどうするかを考えるべき。

企業負担の割合は、子ども手当にも関連して上振れするリスクがある。マイクロベースでの連携と次世代育成法とも絡めて検討すべき。

企業参入について、社会福祉法人の施設整備にともなう借金と、株式会社の株主の配当は、資本家への還元という点では同じである。企業は利潤の最大化を図るが、その中で質を考えれば配当規制でコントロールすべきである。

#### **藤原委員(日本経済団体連合会)**

税でも社会保障でもない不明瞭なものへお金は出せない。

国と地方の協議も行っていない中、今の状況では事業主負担に合意できない。

児童手当の拠出率アップも言われる中、これまでいわゆる目的外使用を繰り返してきた経緯もあり、対象となる事業を膨らませて、あとから請求書を突きつけられるのは受け入れられない。

ワーク・ライフ・バランスについては、今、新システムの中に位置づけることは反対である。ワーク・ライフ・バランスは子育てだけでなく、親の介護や外国人の雇用もある。最近ではワーク・ライフ・バランスという言葉は既に使わず、ダイバーシティと表現している。そのあたりも考えていただきたい。

#### **菅家委員(日本労働組合総連合会)**

社会全体で仕組みを作って、国・地方・事業主が金を出すという仕組みであったはず。事業主が負担していくことも必要だが、公費中心に増やしていくべき。子どもの分野は他と比較して利用者負担の割合が大きいことを考えるべき。

地域ごとに、子ども・子育てのニーズに対応して新システム事業計画を策定するという仕組みはいいことであり、重要である。ニーズに合ったサービス確保は、財源の確保とイコールである。

イコールフットィングについて、多様な主体の参入は重要だが、応諾義務や撤退規制のルールは整備すべきである。

#### **松田委員(子育てひろば全国連絡協議会)**

地方版の子ども・子育て会議はぜひ作っていただき、取り組みを評価する場にしていただきたい。

中間支援として、子育てコーディネーターの内容を詳しく知りたい。その財源も明らかにしていただきたい。

#### **池田委員(全国国公立幼稚園園長会)**

一体化施設は、現実の流れである。そのうえで、短時間利用や長時間利用など多様で柔軟な形としてほしい。

当会でも、保育と教育の部分を低下させないように研修等に取り組んでいる。

国の基準と地方の裁量、市町村の関与、こども指針の内容、この3点が重要と捉えている。

#### **秋田委員(東京大学大学院)**

新システムは、民主党がチルドレンファーストとして子どものために作ろうとして制度と理解している。

国と地方で議論して、応能負担の原則で負担の公平性をはかることは評価できる。

私学助成について、預かり保育や障害児への特別支援について機関補助を行うというのは良しとしても、公共性という趣旨を踏まえてどう考えるか。建学の精神とか、総合施設への一本化として認識したうえで、学校教育の振興をどう考えるかである。

イコールフットィングに関し、参入するには社会福祉法人や学校法人のように安定的な運営の

ための制限が必要である。公共性の原理が第一に保障されねばならない。

保護者の選択は経済原理によるものである。

株式会社の配当について、社会福祉法人の貸付返済と理念が違うもので、同じに扱うことはできない。

民間参入は OK としても、0～18 歳の一貫した学校教育の中で、様々な制限のもとで安心が公共性の原理で成り立っている。学校教育と児童福祉は公共性の理念にあるもの。

国立施設も新システムに向かっていくことが必要。養成課程について、0～2 歳の教職が足りないのは明らかであり、そこにお金を投下すべき。

#### **金山委員(マミーズ・ネット)**

利用者負担について、応能負担であることと、現行以上の水準を求めないという点は評価できる。

子どもが減って、入園希望者も担い手も少なくなることをふまえて議論してほしい。

市町村の裁量を拡大する方向はいいが、地域格差が出るのは、すべての子どものための新システムという有効性がなくなる。

子ども・子育て会議の運用をきちんと行うべき。

私学助成について、一体化をめざしながらこの案が出てくるのは、一体化そのものが難しいということではないか。移行措置の中での方策として考えるべき。なぜ現行制度を変えるのかという親もいることを考慮すべきだ。

#### **小田委員(国立特別支援教育総合研究所)**

項目を絞って議論しないと、哲学は出てこない。声の大きい人が勝つことは良くない。

#### **園田内閣府政務官**

論点をお示しし、各者のお考えを聞きたいということで進めてきた。残された課題について議論したうえで論点を整理し、協議を進めたいと考えている。

以上



# 「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチーム（第16回）

## 議事項目への意見

平成23年11月24日、全国保育協議会

- ◎ 今般の制度設計の提案は、基本制度案要綱に掲げられた方向性や理念とともに、中間とりまとめに至った経緯も根底から覆すもの。
- ◎ この制度構成案では、『待機児童の解消』ならびに『幼保一体化』に向けた新たな制度の実現は、まったく見込まれない。

### 1. 既存の財政措置との関係について

- (1) 子ども・子育て新システムの財源構成に、私学助成をもって整理することは、基本制度案要綱の根幹が揺らぐばかりでなく、中間とりまとめに至った経緯を覆すものである。
- (2) 子ども・子育て支援に関する財源一元化をもって、包括的に給付とサービス提供がなされるとのこれまでの給付設計の整理に反している。
- (3) 中間とりまとめにある「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受け入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進すること＝幼保一体化の実現は困難である。
- (4) 総合施設も含めた施設類型の三元化が固定され、対策の中心となる3歳未満児の受け入れ対応が制度上で義務づけられないままでは、待機児童の解消は見込めない。

### 2. 子ども・子育て包括交付金（仮称）について

- (1) 対象となる給付・事業に区分を設けることの是非について、市町村の自由度を高める方向での検討は、子どもに係る給付・事業の一般財源化へも拡大する恐れがある。
- (2) 子ども・子育てに確実に使われる仕組みであることの制度上の担保が必要である。

### 3. 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

- (1) 子どもに供するため、社会全体（国・地方・事業主・個人）から拠出された財源が、一般の企業活動に流出することは認められない。
- (2) 総合施設のみならず、こども園における資金の繰り入れ先は、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

**子ども・子育て新システムの制度施行のための、恒久的・安定的な財源確保が霧中にあるなか、保育所運営費の一般財源化の方向性には反対します。**

平成 23 年 11 月 24 日、全国保育協議会

子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象となる、子ども・子育てに係る給付や事業について、地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用はあれども、子ども・子育てに確実に使われるための制度上の担保が必要です。

市町村の自由度を高める方向での検討において、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがないように、保育所運営費を含む子どもに係る給付・事業の一般財源化には反対します。

また、新システムの施行に恒久的な財源確保を前提としながら、その見通しがつかないまま、さらに児童手当財源をめぐって、保育所運営費部分が玉突き材料として取りざたされる状況は、制度構築の趣旨に反するものです。